



写真10-1-29 毘沙門様

㊦) 金毘羅大権現

美川の三谷部落にある木花神社の裏を通っている道路の北側(山ぞいの方)に火の見櫓があるが、その西側にこの石碑が立っている。裏に弘化2年(1845)3月吉日とある。

㊧) 光助霊神宮

三谷地区にある国勝寺内にある。元禄12年(1699)11月6日に下道朝臣国勝の母夫人の骨壺が出土したため、この宮を建てて享保12年(1727)6月6日に収めて祭祀を始めた。



写真10-1-30 光助靈神社

#### ハ) 矢掛の領主と信仰

矢掛の各神社は割合に早い時期に創建されたところが多いのであるが、途中で衰退し中興されたものも案外多い。再建には、当時の豪族や領主等、権力者が境那となっているものがほとんどである。

例えば、福頼神社についていえば、再興は毛利家が猿掛城鎮護のためであったが、その後廃祀同様になり後に板倉越中守がまたも再興している。

矢掛神社は、『丑寅神社ト板倉家トノ関係』によれば「元祿12年(1699)2月・・・(中略)・・・以テ明治維新ニ及ビタルモノニ候也」となっており板倉家との関係が述べられている。

武答神社は床上小松が神戸山築城のときに建立した7社のひとつだし、日吉神社もそうである。またその後、毛利家の保護を受けたこともある。郡神社も同様である。

寺院でも例えば高峰山大通寺は毛利輝元の眼疾祈禱により寺領15石を受け、毛利家の祈願所となった。また、伏見官家の祈願所ともなったことが天保年間の文書に見えている。

これらはほんの一例にすぎず、矢掛での信仰のあり方を知る上で重要である。

(西村健一)

## 2 年中行事

年中行事は、家族や集団において年々繰り返される周期的な行事や儀礼であり、農耕文化に支えられた神社祭祀や呪法が、中心的体系をつくりあげてきた。人々の生活に定着していた行事も、近年、農耕生活の機械化や都市化により急に変容せざるをえなくなっている。生活様式の変化に伴い物の考え方も変わってくると、どうしてそのような行事をしなければならないのか、その意味がわからなくなり、また新しい解釈も加わってやり方も少しずつ変化する。そして、現代の複雑な生活において、合理主義に合致しないものは姿を消している。とはいえものの、祖先の生活や素朴な信仰は、私達の日常生活や心情に大きく影響を与えていることは否定できない。ここに、矢掛の年中行事を季節を追ってとりあげ、伝統的行事を振り返ってみたい。

### (イ) お正月の行事

#### a) 餅つき・お飾り

12月29日ごろまでに、餅はつき終わるが、その日とりは部落や家によって異なっている。上高末、土井には正月の餅をつかない風習がある。28日に餅をつくると火事があるといって忌み嫌われている。餅は2斗から3斗ぐらいつくのが普通であり、鏡餅は神様の数だけつくり豆餅や丸餅をつくった。あん餅をつくると顔にハレモノが出るといつくない家が多い。

お飾りは神様によりいろいろな種類がありダイダイ(家の代々の繁栄)、ウラジロ(深山幽谷の美しい葉)、コンブ(喜こぶ)など山海の幸を飾る。小林では半紙をつけたり、東三成では男性のシンボルとして木炭をつけていた。

#### b) 元旦

元旦に入るのを待って米や餅をもって氏神様に参り一年間の健康を祈る。その帰りに、荒神様、毘沙門様などにも参った。特に、その年に運の悪かった人は、八幡神社でオコモリをする。初詣をすませると家の主人が杓で水を一杯くむ。これを若水迎えという。「福をくもう。徳をくもう。これ幸いの水をくもう。」と三回唱えて、元旦に使う水のもとをくんでしまう。朝、神様にあげた小餅で醤油味の雑煮とお正月料理で祝い。お年始は厳重であり、昔には10里ほど離れた親類にも出かけていた。山田、矢掛では、正月14日までは徳日<トクンチ>といい、借金や寄付を断わることができた。これは、徳政令のなごりであるといわれている。東三成では<ヤギトウ>といい、正月に親類が本家に集まり、同族の繁栄を祈禱する。

#### c) 仕事始め

2日は百姓の仕事始めで、わらじや牛の小綱を編んで年神様に供える。女は縫いぞめをし、また子供達は書きぞめをする。この日矢掛の商家では、大八車で初荷がくる。初荷を積んできた人たちに、酒を飲ませたり祝儀を出していた。

#### d) ヤレボウ

11日は、百姓始めて農家にとっては大事な日である。小林などではヤレボウがなまってヤエホウといい、矢掛では大鎌ゾメともいう。ヤレボウは八重穂のなまりで、稲の穂が八重にできるように祈

った言葉である。朝早く苗代田に出て豊作を祈りながら「ヤレポー、ヤレポー」と叫び、鎌をかついで牛を走らせた。この朝遅れると一年中の百姓行事が遅れるといい、夜明け前から準備をしていた。農機具に変わるまでは牛は大切な動物であったので、盛んにおこなわれていた行事のひとつであった。

e) ゴリゴリ

14日に子供が行なう行事である。14日に稲わらで編んだ馬をもって部落の家々をまわり、縁側でわら馬をコトコト音をたてわら馬をそこに置いて逃げてかくれる。するとその家の人がわら馬と取り替えに、餅やみかんで祝ってくれた。東三成では、家の人が不意に水をかける家もあったので、子供達はすばやく餅をとって帰った。祝ってもらった餅は一年中まめなようにと願いをこめて、家族の全員がこの餅を食べた。

f) トンド

14日の朝、お飾りをおろして村落の辻に集めて焼き、正月の締めくくりをする。トンドの火で子供の書きぞめも一緒に焼き、煙にあふられて灰が高く上がると手があがるとも出世するともいわれた。若い女の人達は美人になれるようにと顔をなてる者もいた。これは、火に特別の呪力があると信じられていたのであろう。お重ね餅を竹の先にはさんで焼き、これを食べると夏病をしないといわれている。小林ではトンドで焼いた餅を入れたあずきがゆをする。現在では忘れられているが、15日は小正月であずきがゆを食べていた。

g) ヒテエ正月

2月1日、ヒテエ正月とも送り正月ともいい、たいていの家では二白餅をついて年神様に供える。この日は年神様が高天原へお帰えりになる日で、御飯を高く盛って年神様氏神様に供え、タカマガハラタカマガハラの飯くらべに負けないようにする。小林では御飯を高く盛るほど豊作になるといわれた。矢掛ではこの日に百手講をする。多くの人が集まるので百手というが、荒神様のお祭で神酒や餅を供えて祝った。現在でも盛んな行事である。次の日はヤイトゾメといひ三里に灸をする。

(ロ) 春の行事

a) 社日

彼岸の中日に近いつもと戌の日で、地神様のお祭の日である。もともと社日は社の祭りを営む日の意味で社とは中国で土地の守護神で、祖霊のよる所と考えられ、あらゆる種類の祈願をすることから段々つづまって后土の神として農作物の豊熟を祈る祭りになったといわれている。江良では、六角の石柱を立て地神様を六角に祝い、青竹の笹を自然石に地神と大きく彫りつけてある地神様に飾り、神酒などお供えして祭る。矢神40軒では、現在でも地神講が盛んにおこなわれている。高田などでは田畑の仕事を一日中休み、地神様に神酒を供え部落一同が飲食をして賑わう。この日は田畑の仕事や、土いじりをするのを禁じられていた。

b) 節句・ヒナマツリ・シヨウブ

雛祭は女の節句で、4月3日に嫁の里から贈られたお雛を飾る。6畳座敷半分ぐらいに四段または五段の雛段を設け、もうせんを敷き、内裏ばし雛や五人びし雛子などを並べて、桃やヒシモチを飾る。お祝いをもらった家では、ヨモギのヒシモチの上に桃の花をそえてお返しをする。

しかし、雛人形を飾る家は数少ない。5月5日は端午の節句で、鯉のぼりを立てチマキや柏餅をつくり、神酒と一緒に神棚に供え祝う。初菖蒲の男の子には鯉のぼりを贈り、嫁の実家や株内の者がお祝いをする。4日の夕方に菖蒲をたばねて軒にさしておくと魔よけ雷よけになるといわれ、またお風呂に菖蒲を入れると病よけになるともいわれている。矢掛では家々の屋根に菖蒲をあげると、菖蒲の葉が刀にみえて鬼が追げ出すといわれ、また強くたくましい男の子に成長してほしいと願い、家の屋根に菖蒲の束を投げる。

#### c) お釈迦様のお誕生日

4月8日の釈迦の誕生日を祝い、お寺に参って甘茶(カンゾウの葉をせんじたもの)をわけてもらい、生まれた子に飲ます。「チャ」と甘茶の水で書いて家の表の柱にさかさにはっておくとムカデが出ないという。ネハン(2月15日)の時鳴かないのはムカデだけとも、甘茶の匂いをムカデが嫌うのでムカデよけになるともいわれる。矢掛では、多聞寺、観音寺に参るだけである。各家では、荒いもち米をほうろくでいり大豆や正月餅をあられにしたものを入れてシロジタという砂糖でかためたお菓子(花くそ)をつくる。

#### (4) 夏の行事

##### a) ロックツヒテエ

ロックツヒテエ、ロックツビテエなど発音が少しちがいが、ロクガツヒトヒのなまりであろう。6月1日朝草の刈り初めで、朝草を刈って家に帰ると一日中休息をとる。横谷や矢掛などは、みょうがの葉に包んだ団子を焼いて神に供える。この団子を〈おやき〉という。4月にひしもち、5月にちまき、6月におやきと時節にあった団子をつくっていた。東三成では、米の粉をまるめて湯に入れそれに砂糖をまぶした団子〈オシンゴ〉を食べる。またこの日、正月餅とあられを食べると夏病をしないといわれた。横谷では、先達がほら貝を吹きながら伊予の石榎様にお参りにいく。

##### b) 百万遍祈禱

土用の牛の日に虫祈禱や夏病よけをした。百万遍祈禱、虫送り、夏祈禱、念仏祈禱など呼ばれる。農業の発達した今日では、明らかに非科学的行事であるが先祖伝来の虫送り行事をすませないうちは、たとえ農業撒布をしても気が休まらないのは老人の心情であろう。鉦と太鼓をたたいて、「ナンマイダー、ナンマイダー」と108回唱えながら数珠をまわして村境の道祖神〈札立て場〉にお札を立てる。数珠は一握りの大きさの玉が108あり、円に広げると半径2mもある大きなものである。数珠のないところは縄で数珠の形をつくっていた。真言宗の農家で盛大に行なわれる行事であるが、日蓮宗や矢掛の商家の人々もやっていた。現在でも東三成の部落では普通の形式を保って行なわれている。矢掛では大人が裸で数珠をまわしていたこともあった。

美川では虫よけ札が三谷、下高末、上高末とまわってくるので、虫よけの日は決まっていない。また大正時代からは子供の負担となることから、その後大人の行事となっている。現在では、暑さに対する病よけとして荒神様にお参りするだけの行事となっている部落が多い。山田中では、部落の人が岩山神社にあつまりお経を読む。小林では、稲の虫くい軸をとり、のぼりをつくり、荒神様に神酒を供え川に虫よけ札を流した。お坊さんが、大般若経をあげ、人々は太鼓や鉦をたたきながら「タス

ケサー・ポテポテ」と唱えながら虫送りをした。



写真10-2-1 百万遍祈禱の数珠



写真10-2-2  
百万遍念珠箱

### c) 雨乞い

6月下旬早魃が続く時には必ず行なう行事で、地域によりやり方がちがう。

#### ・ ちごの池参り

土井ヶ原では、早魃の時3日3晩竜王様で火をたいて祈る。広島県比婆郡と島根県三國峠にある小さなちごの池に、村落の総代が神酒を一升持って参り、神酒を池に移し、かわりに池の水を入れて帰り、竜王様の石塔の亀に水を入れると雨が降るといわれた。

#### ・ 竜王様

若林では竜王山という山があり、この山には山の神のお使いである一匹の大蛇が岩の大きく重なりあった所に住んでいた。昔は矢掛に早魃がおこると雨乞いのために、竜王様に昼夜お参りをすると大蛇が正体を現わして、雨を降らせると伝えられていた。

#### ・ 大火をたく

部落中の人が高の山の高いところにある竜王様にあがって、火をたいて雨乞いをする。横谷では「ハンニヤシギョウ」のお経を読んだり、江木では祝詞を唱えたりした。東三成では7月31日に割木を縄でくりつけ、火をふりながら雨乞いの祈願をした。昭和14年の小田川の水飢饉の時は、三谷橋の川原で一家に一束ずつの松葉を持ちより、それを焼いて雨乞いをした。

#### ・ 雨乞の神楽

神楽太夫による「雨乞の神楽」をしてもらい、ところもある。大蛇に酒を飲ませて遊ばせ雨を降らす舞をして祈願した。

### d) 七夕・ナノカビ

7月6日の朝、稲、里芋、茄子蓮の葉にたまっている露をとってきて墨をすり、色紙の短冊に願いごとを書いて笹の竹につけて軒先に立てる。縁側に机を出して、その上にきゅうりの馬、なすの牛、すいか、短冊を供えて6日の晩七夕様を祀る。そして7日に川へ流しに行く。女の子は7日の早朝に川に髪を洗いにいく風習があった。子供達は、「七夕様は棚から落ちてキャンつめて、茄子ひとつで助かった。」と歌ったりしていた。またこの日はナノカビといわれ、盆の始まりである。仏様を迎えるために仏壇の掃除をしたり、墓掃除に出かけるなど盆の準備をする。墓掃除から帰ると井戸の水替えをして掃除をした。

### e) 盆

13日の晩から16日の早朝の仏送りまでが盆であり、先祖の供養で、現在でも昔ながらの形式が守られている。13日の朝、ボニバナを取りに行きお墓に立て仏壇の掃除をして仏壇をまつる。夕方には、ボニバナ(ミズバナ)を立て、台の上にハスの葉をしき、素麺、あらめ、御飯、団子などにボニバシをつけて供え、毎晩水をあげた。これは、先祖について来ても家の仏壇に祭ってもらえないガキボトケ様(無縁仏)を祭るためのものである。しかし、禪宗はボニバナをつくらない。13日を迎え盆といい、夕方には迎え火といって門口に肥え松で火をたき仏様を迎える。15日に送り火をたき、16日の早朝にボニバナをくずして供え物を<sup>まんどろ</sup>麦わらでつくった舟にのせて川に流す。これを仏送りという。横谷などは13日からの3日間は、万灯といってお墓の近くの大地蔵の前で火をたいておかんき

をする。

## (二) 秋の行事

### a) お大師様

弘法大師のお祭りで宗派をこえて毎月21日に大師講をする。最近では、年3回行なわれるだけである。中川では大師講は、1月、5月、9月に行ない、精進料理をしておかんきをする。大師講は、宗教上の信仰を中心として地縁的に組織されたもので、お大師様に参詣する目的で結成されている代参講であった。そのため、お金を積み立てて旅費をつくる経済的組織の性格ももっている。しかし、最近では、宗教的意識はうすれ、むしろ娯楽的意味の強い講へと変化している。

### b) ハッサク

8月1日、ロッカツヒテエから始まった草刈り最後の日であり、昼寝や盆踊りの最終日である。ハッサクまでは浴衣をきてすがすが、この日に衣変えをし夜なべを始めだす。矢掛ではやき米といひ、稲の青いもみをかぶった米をいって食べた。

### c) 秋祭



写真10-2-3

秋祭の夜店

私達が祭といっているのは、必ずしも神社の祭祀のみとは限らない。くらしのあるところにはどこにでも祭があるといっているくらいに多い。しかし祭というと、神社の夏祭、秋祭を思い出すであろう。祭の語源はマツラフなどと同じく神の傍にあって奉待するという意味で、人間の能力を超えた絶対的存在を神聖視し、それに侍して常にこれを奉祀しているのが祭の本質であるといわれている。矢掛の秋祭は盛んで神社ごと村落単位で行なわれ、神社境内は夜店が並びお祭神楽が奉納されてたいへ

んにぎやかである。矢掛、美川、横谷などはセンダイロクという御輿の上に太鼓をたたく人がのり家々をねり歩きオンハナ（金一封）をいただく。小田では子供御輿、美川では梅御輿が出るが、山田には御輿はなく、東三成では御輿のかわりに馬にお飾り（御神体）を飾り村中をまわっていた。御輿は村落により少しずつのちがいがみられる。しかし神楽ほどの部落も夜どおし奉納されていた。現在では夜8時ごろから2時間ほど、一社7人で宮神楽が奉納される。次の順序でおこなわれる。



写真10-2-4 秋祭の神楽

- 1 掃舞（神楽の初めに当たって一切を清める。）
- 2 猿田彦の舞（悪魔払い）
- 3 国譲りの舞（大国主の命が中津国を天孫降臨のために天照大神に捧げ奉る。）
- 4 大蛇退治の舞（数々の悪業を重ねたため、高天の原を追われた素戔嗚尊が八岐の大蛇を退治して稲田姫を救って妻にする。）

現在では、だいたい次の日程で神楽が奉納されており、このころ各神社でお祭が行なわれている。

川面10月13日、小田10月17日、中川10月18日、美川10月19日、  
山田10月20日、三谷10月21日、矢掛10月22日

・ 小田の火祭

戦前まで秋祭の時おこなわれていた祭である。現在では、この火祭を知っているのは古老だけとなった。小田村を熊と中山田を境に上下の2つに分けて、上下の者が親火をまもりながら戦の装いで御神幸をする。ヤブタ（下の小さい川の北側の土手）で両者が出あって戦い、上の親火が下を守っているのを突き抜けて下の武答神社の鳥居をめざす。暗いので川ではケイゴというあかり火をつけてヤブ

夕を明るくしている。ヤブタでは陣笠を着た総支配人の見守る中で、鼻の高い赤い服を着たひよんこが棒をまわしながらお互の親火を守っている。そして、上の親火が第一の鳥居を通り抜けると下のひよんこは追いかけるのをやめる。第二の鳥居を通ると戦が終わる。親火は50cm幅、長さ3mの割木に竹や縄をあんできまりつけて横木で持てるようにしている。また子供達はセンダイロクで村中をねり歩いた。現在では小田の火祭も姿を消して、神楽と御輿だけの秋祭となっている。

#### (ホ) 冬の行事

##### a) 10月の亥の子

10月の亥の日が2つあれば前の日、3つあれば中の日を亥の子と称し、この日に亥の子様のお祭をした。亥の子づちといい、子供達が石にたくさんの稲輪をまきつけて引っぱり合い、地をつく。各家の庭先つくと、家を清めるといい、銭湯にも行った。祝わない家の前では「亥の子の晩、祝わん者は、鬼を生め蛇を生め、角のはえた子を生め。」とわめきながら家々をまわった。東三成では亥の子石を柿の木にくくっておくと柿がよくなるともいわれた。この日を境に寒くなるので、そろそろこたつや真綿(寒さよけのために羽織の下に着る。)を出す準備をした。

##### b) オトツイタチ

12月1日で、乙朔日または乙子朔日と書き、一年中で最終の朔日ということで特に祝った。朝、オハギ(ボタモチ)あずき飯などモチ米のはいた食物をつくり神酒と一緒に神様に供えた。

##### c) ヨウカマチ・フィゴ祭

12月8日を仏家では獵入といい、一般にはヨウカマチといわれる。コンニャクで田楽をつくって食べた。特に、矢掛の商家や材木師などは厳重に、しかも盛大に祝ったといわれる。またこの日を、矢掛ではフィゴ祭といい、鍛冶屋が子供達を呼んでみかんなどで祝ってくれた。現在では、この祭は姿を消している。古くからこの地方は、フィゴによって砂鉄をツクにし、鍛冶屋がツクをたたいて鍛煉した。鍛冶屋にとってフィゴの作業は重大な仕事であったのでフィゴ祭という。鍛煉のために炭が必要であるので炭焼きする人も祝ったといわれている。

#### (ヘ) 矢掛の備中神楽

全国各地で、長い伝統をもった神楽がその土地の人々の生活とともに受け継がれている。備中神楽も川上郡を中心とする備中地方に住む人々の手により、先祖から引き継いできた。古くは、神座を設けて神々をお招きし、その場につどう者がすべて参加し、神々をたたえて鎮魂を行なった。その神座(かむくら)が神楽の起源とされている。つまり、神楽はもともとその場に集まるすべての人々の鎮魂行事であつたらしい。次第に、巫女や神職を媒介にするようになって、人々は鎮魂の援助者になった。更に、鎮魂の手段から神前へ奉納するものになり、芸術性をもつようになった。備中神楽は荒神の鎮魂をすることが古くから貫かれている精神であつて、神楽はそのまま荒神神楽なのである。まさに備中神楽は原始信仰の精神を受け継いでいるといえる。荒神神楽は、7年目、13年目、33年目、60年目に行なう場合があり、これを式年祭という。矢掛では、7年ごとにおこなわれている。式年祭は部落をあけて荒神様へ感謝の神楽を奉納する。



写真10-2-5 備中神楽

#### 荒神神楽

- 1 岩戸開きの舞
- 2 国譲りの舞
- 3 大蛇退治の舞
- 4 五行の舞
- 5 布舞

以前は夜を通しておこなわれていたが、今は簡略化されて4時間程度で終わる。

文化文政の頃、西林国橋（高梁市出身）は古事記や日本書紀の神話をもとに三編の新しい神話劇を仕組んだ。これを神代神楽という。次第に、大衆の人気を得て神楽の中心になるようになり、荒神神楽だけでなく神社の祭にも

宮神楽といって奉納されるようになった。こうして、芸術性が高まるにつれて、神職だけの手におえなくなり、民間人の中から芸達者な者が出るようになり神楽太夫が出現した。神楽太夫は、6~7人で一社をつくり、平素は農業に従事していて、農閑期になると各地の招きに応じて神楽を奉納する。遠くは、福山、守、総社まで出かけていく。現在、矢掛には県指定の神楽太夫が7人いる。



写真10-2-6 備中神楽の面

矢掛の神楽太夫（西林国橋を祖始とする。）

- |      |      |          |
|------|------|----------|
| 2代   | 明治以前 | 野田美濃（高末） |
| （推定） |      | 渡辺河内（高末） |
| 3代   | 明治以前 | 野田静男（高末） |
| （推定） |      |          |

これまでの人は神官である。明治初年に神職演芸が禁止され、一般民間人に移った。

- |    |              |                                    |
|----|--------------|------------------------------------|
| 4代 | 明治初期         | 鳥越正樹（川面）                           |
| 6代 | 大正から<br>昭和初期 | 竹内熊吉（小林）<br>渡辺芳太郎（高末）<br>笠原久太郎（内田） |

- 7,8代 現在活躍して 妹尾儀一、渡辺一、室山好広、木下敏夫  
いる人(県指定) 井上巧、吉田武夫、田尻章治

（保 崎 由美子）

### 3 民 家

矢掛町は今も昔ながらの姿が数多く残されている地域と言えるであろう。民家についても新しい建築様式の家が次第にその数を増しつつあることは事実であり、また部分的に改築されているものの、今なお100年以上も前に建てられた民家を見つけることができる。矢掛町の民家についてその概略を述べてみよう。一般農家にみられる屋根型は入母屋造りが大部分を占めている。屋根の材料は、かつては麦藁であったのが、他地域と同様に、今ではトタン葺に変わってきている。間取りは南部平野地域に多く分布する四室型・3間×5.5間の規模で、主屋と納屋の二棟式が一般的である。

また矢掛町の町家には「片側住まい」と呼ばれる独特な間取りをもつものがある。これは、矢掛の表町の中で、元町、中町、胡町、西町は宿場町の中心的機能を行った所で、地割（地籍図）を見ると計画的設定集落であり、短冊型の地割、狭長な宅地を示し、片側住まいという著しい伸長形態が分布している。

主屋内の付属物で注目したいのは、イロリの雨限界線が隣接の美星町を通っていることから、矢掛町の北部ではどうであろうかという問題がある。羽無のM氏によれば、イロリは大正時代頃までであったそうで、座の位置も決められていたらしい。しかし現存するに至らず、堀りごたつがそれに代わっている。

またこの地域はかつて養蚕が盛んであった。今でも少数の家では続けられており、その名残りを留めている。民家にも養蚕のための工夫がなされているのが見られる。たとえば、主屋につけられた小屋根、ろ、気抜き、また稚蚕共同飼育場がその良い例であろう。

これらについて以下具体的に述べていくことにする。

(1) 羽無・M氏宅

建築年代は不詳であるが、100年以上前に建てられたものらしい。母屋と、その裏に納屋とヒヤがある。母屋についてみると、屋根は入母屋造りで表葺きであり、瓦の庇がついている。梁間3間×桁行4.5間で、0.5間(床・押入)+1.5間(オクノマ)+1.5間(ナカノマ)+2間(ニワ)となっている。

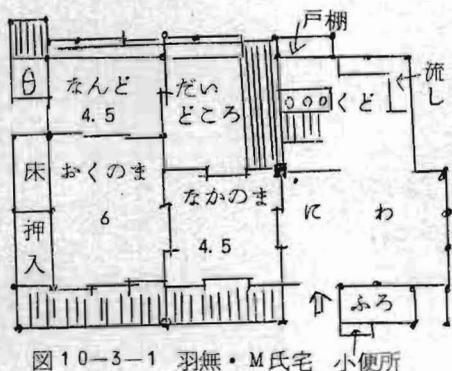


図10-3-1 羽無・M氏宅 小便所

またナカノマはアダノマ、ダイドコロはアダナンド、ナンドはオクナンドとも呼ばれる。食違型四室間取である。床はオクノマの正面に設けられている妻床である。ニワと奥ニワとの間に竹製の高さ2mほどの簀戸が入れてあり、ニワには石白が置いてある。クドは、奥ニワにあって、ダイドコロと続いた板場の上から炊くようになっている。その炊き口は用途によってそれぞれ、おかずやお茶用、釜やせいろう用と鍋用

の3つに分かれている。このクドは泥で作られたものである。しかし現在では使用されていない。奥ニワには、この他流しと戸棚が備えられている。入口右側には風呂があり、その下は風呂の污水が入るとともに、小便所にもなっている。化学肥料の現われる以前には、この污水は重要な肥料として使われたのである。入口左側には、へートーガクレがある。天井を見ると、梁の上に竹で簀を縄で編みその上にむしろを敷き更に



写真10-3-1

羽無・M氏宅 (848年7月20日撮影)

その上に泥を置いてある。これは「ヤマト」と呼ばれ、このようにしておく火災の際、合掌が焼け落ちてでも結構火災を防ぎ得る可能性があるのである。オクノマには正月の神様である歳神様が、ダイドコロには夷様と大黒様が、また奥ニワの流しの上にはカマドの神様であるオドクウ様が祀られてある。オク

ノマからナカノマの表には間中の広さの縁がついている。母屋の裏には、葺葺屋根のヒヤと納屋がある。既は外既で、昔は別に主屋と納屋の間に牛舎を設けていたらしいが、今は残っていない。

(甲) 上高末・〇氏宅

母屋は建てられてから100年以上になる。屋根は入母屋造りであるが、10年程前からトタン葺きになった瓦の庇がつけられたのは50年以上前である。梁間3.5間×桁行5.5間で、0.5間(床・押入)+1.5間(オクノマ)+1.5間(アダノマ)+2間(ニワ)となっている。各室の用途は、オクノマが客用(めったに来ない客)であり、アダノマが懇意な客のため、そしてナンドは物置である。オクノマにある床は妻床であるが、ここには天照皇大神が祀られてある。オクノマには、他に神棚があり金神様と大国主神が祀られている。現在ニワの一部が風呂となっているが、これは改造されたもので、風呂は最初入口の右側にあったのである。ニワと奥ニワとの間は、ガラス戸で仕切られている。奥ニワには

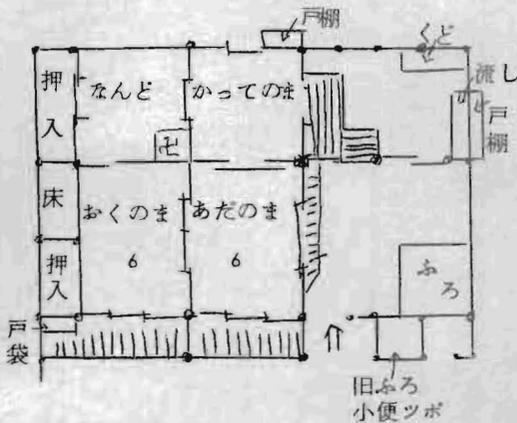


図10-3-2 上高末・〇氏宅



写真10-3-2 (S48年7月22日撮影)

クドと流しと戸棚があるが、最近のものである。クドと流しの間にはオドクウ様が祀られている。煙出しのためニワの入口の上の天井とクドの上の天井の一部が、切り抜かれているのが見受けられる。ニワで作業をすることはあまりなく、納屋ですることが多い。その納屋とヒヤは母屋の左側に別棟で設けられているが、比較的新しいもので、まだ20年くらいしかたっていない。それより前は、葺葺屋根の牛舎と薪屋と納屋があったそうで、その納屋では唐白などもひいていたようである。

またこの家は養蚕農家である。そのため母屋の各所に工夫をしたらしいが、現在ではヒヤが蚕室にあてられている。養蚕農家の多いこの地域では同じような工夫の跡が他の多くの家でもみられるが、その例として〇氏宅では、オクノマとアダノマの天井の四角と中央がはずれるようになっており、そこから空気が抜けるのである。また暖房用に「ろ」が3尺×6尺の大きさに2つ作られていた。新しい家では、大きい「ろ」を1つ作ったらしい。この他養蚕農家の屋根には、通風と温湿度調節のために

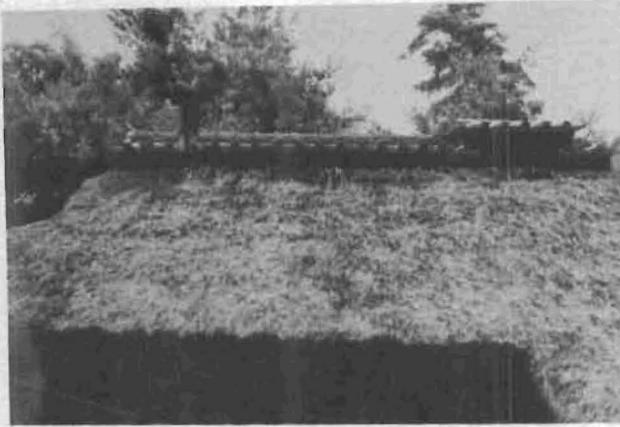


写真10-3-3 小屋根と煙突(S48年7月22日撮影)

トタンの煙突が作ってある。これは天井をくり抜いて風が吹けば回るようになっていて、ので50年くらい前から使われていた。同じ目的で作られたもので小屋根があり、現在でもよく見かけられる。これは煙突より5~10年遅いものらしい。入母屋造りでは破風からクドの煙が出る

ようになっていたが、入母屋であるのに棟の中央に小屋根をつけているのは養蚕業の気抜のためである。しかし、養蚕業の衰微した今では取り壊されているものが多く、この〇氏宅でも、トタン屋根にしたので、以前にはあったトタンの煙突と小屋根は壊してしまって今では残っていない。

(ハ) 内田(空上)・〇氏宅

この家も建てられてから100年以上たつもので、入母屋造りで藁葺屋根である。梁間3.5間×桁行6間で、0.5間(床・押入)+1.5間(オクノマ)+2間(アダノマ)+2間(ニワ)となっている。食造型四室間取であり、アダノマを通らなくても、カッテノマからオクノマへ直接行けるようになっていた。床は妻床である。〇氏の話によると、妻床にするとオクナンドに明かりがとれる長所があるとのことである。床には石鎚神を祀ってあるが、オクノマにはこの他に神棚もある。ニワには、たる、かめ、唐白などがあり物置化している。ニワと奥ニワは格子戸で仕切られている。奥ニワにはクドがあり、板場の上から炊けるようになっていた。奥ニワの天井はクドの煙出しのために切っている。カッテノマにある戸棚は主屋と一緒に備えつけられているもので、木製の2段の引き戸のついた古いものである。風呂は入口の右側にあるが、その前は前述の羽無のM氏宅のように小便所となっていない。

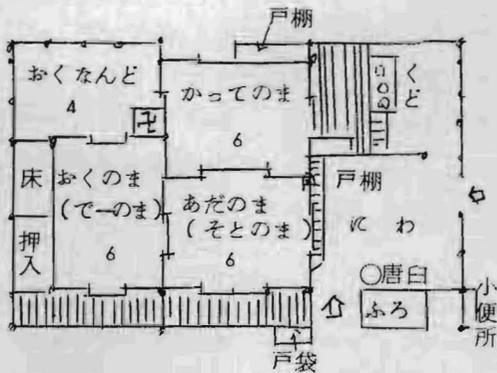


図10-3-3 空上・O氏宅

これは昭和30年頃建てられた新しいものである。この家には井戸はなく、川から水道をひいている。空上は三谷川の上流に位置しており、その地形的条件から考えてそれは当然のことである。

(二) 日置谷・T氏宅

梁間3.5間×桁行6.5間の入母屋造りである。桁行方向に、0.5間(押入・床)+2間(オクノマ)+1.5間(シモノマ)+2.5間(ニワ)となっている。西に山を負っているので、入口の位置が普通農家に見られるのと反対側にある。これは客室であるオクノマからの眺めを良くするためである。昭和2年頃から15年頃迄養蚕をしていたのでシモノマにはろが作られている。ニワの一部が現在では畳間に改造されているが、ここには昔、風呂と便所があった。奥ニワには水かめヤクドがあり、オドクウ様が祀られている。このクドは新しいもので煙突もつけられている。天井は、前述のヤマト造りであるが、ニワの天井の一部を2箇所切っている。これは屋根を葺いてある藁が燃えた時、そこから張ってある縄を鎌で切って藁を落とし、火が移るのを防ぐためである。

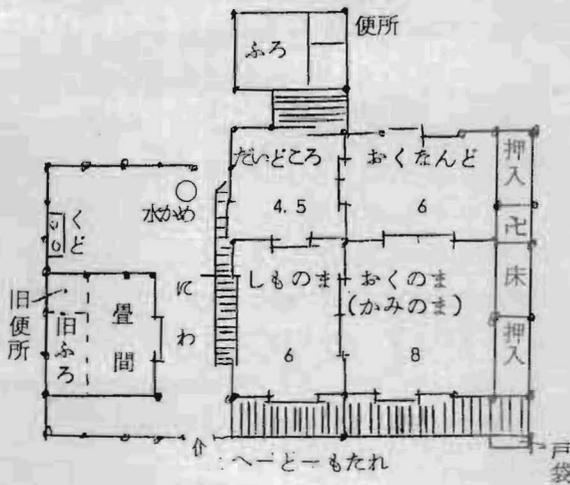


図10-3-4 日置谷・T氏宅

また間半<sup>まなか</sup>の広さの縁がついている。この地方の民家では縁をつけている家がほとんどである。縁といっても、本桁と出桁間に縁のつく内縁と、縁だけが外庭の方に出っ張っている切縁とがあるが、小田郡の場合は内縁である。また小田郡では古くから縁を建築の中にとり入れていたと考えられている。

母屋の裏手には、新しく造られた風呂と便所が板場で母屋と続いている。別棟で納屋と牛屋と物置がある。牛屋では作年まで牛が飼われていたそうである。納屋と物置は40年ほど前に建てられたもので母屋と牛屋に較べると新しい。井戸は主屋から少し離れた裏手にある。

(村) 江良(郷)・O氏宅

一般に民家では門を持たないのが普通であるが、O氏宅は昔、造り酒屋を営み、地主であったので、屋敷は土塀で囲まれ、門が設けられている。主屋は160年ほど前に建てられ、藁葺屋根で箱棟を持っている。間取りを見ると、桁行方向に1.5間(ニワ)+0.25間(イタバ)+1間(シモノマ)+1.5間(ナカノマ)+2間(オクノマ)+0.5間(縁)となっている。シモノ間は板場であり、造り酒屋をしていた頃は主にこの部屋で商売が行われていた。シモノマには神棚が祀ってある。ナカノ

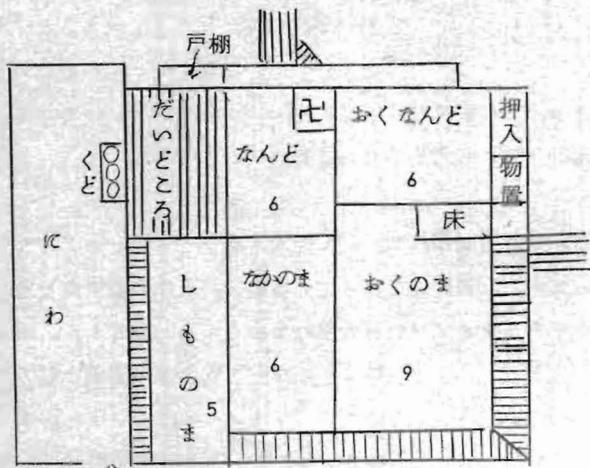


図 10-3-5 江良郷・O氏宅

マの天井には4か所に気抜きが作られている。しかしO氏の話によれば、昔養蚕はしていたが、母屋の裏の倉庫で行っていたとのことである。岡山県下の養蚕農家では、母屋の各室が主として蚕室にあてられたが、その後、離れ座敷が蚕室として使われた場合が多い。したがって、倉庫が蚕室にあてられる前には、ナカノマで蚕を飼っていたものと思われる。入口やニワやシモノマは主に商売用であったが、その他の客の出入は縁から上がってナカノマが使用された。オクノマは9畳の広さで、

床は本床に造られてある。オクナンドには古い家具などが置いてあり、神棚が祀られている。ナンドには仏壇がある。ダイドコロは板場になっていて、クドが接している。しかし食事やナンドとするようである。少数家族のため、母屋の各部屋はあまり使われることもなく、その上古い家であるので屋根の重みで障子が開きにくくなっている。屋敷内には母屋の他に、東のはなれ、西のはなれ、上風呂、下風呂、倉庫、女中部屋、3畳と4畳の裏の部屋がある。倉庫と女中部屋は安政5年に建てられ、他は明治・大正年代に建てられたものである。門の位置は最初は屋敷の東寄りであった。ところが家相見によると金は儲かるが短命に終わるとのことと、現在の西寄りの位置に変えたのである。



写真10-3-4 O氏宅 (S48年7月24日撮影)

(ハ) 中町・N氏宅

矢掛町の町屋を眺めてみると瓦葺きで妻入型の屋根が建ち並び、その間取りは著しい伸長形態を持っている。これは片側住まいと称されている。N氏宅についてみると、その間口は3間半であるが奥行

は34間もの長さにもまで及んでいる。この間取りの一大特色は通り間(通り庭)と称する表から裏へ通り抜けられる土間を持っていることである。その土間の片側に座敷が並び、1間取りが基本となっている。矢掛商業高校教諭のS氏によると、矢掛町の片側住まいを持つ町屋全般を見てみるとこの土間の位置は家の東



写真10-3-5 矢掛の町並み(S48年7月23日撮影)側に設定されている。南

向き、北向きの家でも東側である。西側のもは数軒にすぎない。この配置は「下手」と呼ばれる側に土間が設定され、川

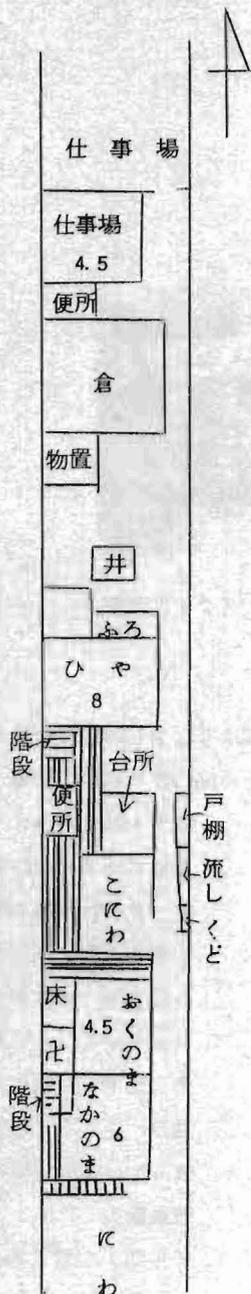


図10-3-6 中町・N氏宅

の流れに規定されて下流が下手となる。小田川は東流しているので東側に設定されたのである。これは裏町にも適用され、田町、栄町の片側住まいは美山川の南流のために両側に土間を設定している。この土間の長さは奥行に関係するが、平均30間から40間の長さがあり、夏は涼風の通路となって暑気を和らげている

再びN氏宅に戻ってみる。道路に近い所から、作業や商売に使用されているニワがあるが、以前はここにも部屋があった。おそらく「店の間」と呼ばれていたと思われる。その奥にナカノマ、オクノマ、そして小庭をはさんでダイドコロ、便所、ヒヤ、風呂場と続いている。ナカノマの右に入口があり、その上には神棚がある。小庭をはさんでいるオクノマと台所とヒヤは、それぞれ廊下で結ばれている。その反対側の土間には戸棚、流し、煉瓦のクドがあり調理をするようになっている。

ここにはオドクウ様が祀られている。次にまた小庭があるが、ここには井戸や物置があり、薪などが積み重ねられている。そして倉、便所、仕事場、乾燥室と続く。乾燥室は2部屋あるが、これは商売上増築されたものである。また2階にも部屋があるが、1階のようにずっと続いている。まず「表の2階」と呼ばれるナカノマにある階段から上がる部屋がある。これは物置になっている部屋と6.5畳と4畳の3室のことをさしている。「ヒヤの2階」というのは10畳の部屋で廊下にある階段から上がるようになっている。また倉庫と仕事場にも2階がある。昔は仕事場の2階でも作業をしていたらしいが、現在ではどちらも物置である。小庭は棟数に比例して作られ、植木が植えられているが、それは美観の意味より明かり取りの意味の方が大きい。倉は漆喰で湿気を防いでいる。仕事場や倉と店舗との距離が相当ある。このような片側住まいは内から見るとその奥行はまっすぐ伸びているようであるが必ずしもそうではない。N氏宅でも、外から見ると仕事場のあたりからやや東へ曲がっているのがわかる。家と家との間には溝と小道があり、これらは規則的に並んでいる。

以上のような片側住まいは、その地割にもよるが、西町、胡町、元町、中町では間口が2間から4間のものも多く、そこには妻入型の屋根が6割にも及んでいる。4間という

のは建築上の限界で、4間半になると入母屋平入型の屋根になるようである。

(b) 付属建築物

a) 倉

民家の倉は土蔵ともいう。主として穀物と什器類、および長持ちなどを入れるためのものである。明治以前には倉のある家は上層の階層に限られていた。普通の民家では倉に入れるほどなかつたから倉のないのが通常であった。穀物類はナンドや庭の奥などへ置いたのである。民家の倉は厚い大壁づくりになっている。写真の倉は2間×3間の大きさで、2階へは什器類などを入れ階下へは米を入れている。普通倉を建てる時は縁起をかつぎ、屋敷内における配置は乾・巽の方角を吉とするが、この倉は子の方角にある。この家には他に衣装倉とみそ倉があるが、これらは乾に建てられている。また倉の妻側に浮彫りをしているのがみられるが、これも火難よけなど縁起をかついだものである。



写真10-3-6 倉(S48年7月21日撮影)

b) 水車小屋

矢掛町南東部の大渡では水車小屋が残っている。矢掛町の川面および三谷ではソウメン作りが盛んで、現在も大渡だけでも10軒ほどの家がソウメンを生産している。この水車小屋も10年くらい前まではソウメン作りには欠かせないものであった。葺葺屋根で壁は土壁の建物である。小屋の内部では水車をまん中にはさんでその両側で2軒の家がそれぞれ粉をひいていたのである。内部は土間で、小枝を縄で編んだ簀子天井が部分的に作っており、その上に物を置くことができるようになっている。しかし、水車を使用していない今となっては、この小屋もい草やじゃがいもなどの物置である。何故水車が使われなくなったかという点、小麦粉を自宅でひかないで購入するようになったこと、水車でひいた粉は質が落ちること、水車を踏む人間がいなくなったこと、そして生産全般にわたる機械化な

どがあげられよう。



写真10-3-7 水車小屋(S48年7月21日撮影)

） 稚蚕共同飼育場

写真の稚蚕共同飼育場は上高末にある。大正10年頃建てられたもので、藁葺屋根で納屋のような

感じである。かつて養蚕が盛んに営まれていたことを物語るものと言えよう。この建物は養蚕者の共同所有であって部落の所有ではない。ここで蚕を大きくして各自の家へ持って帰ったのである。当時は部落で養蚕を営んでいた家は12軒あった。しかし現在では3軒となり、この稚蚕共同飼育場で部



写真10-3-8 稚蚕共同飼育場(S48年7月22日撮影)  
落中の養蚕がなされている。

#### d) ウムシ小屋

ウムシ小屋とは麦稈真田の原料、裸麦稈を漂白させる燻蒸小屋である。四本の柱を基本的に切妻の屋

根を持ち、床下には石のクドを作り、竹また雑木を並べてゆかとし、ここへ麦稈をつめる。白のため硫黄をクドで炊くから、その空気抜きとして天井に1か所穴をあけている。壁は嵩重な土葺作りで煙がもれないようにしている。岡山県下では浅口郡、小田郡、笠岡市、玉野市、井原市、後用郡及び吉備郡の一部が麦稈真田の産地であるから、ウムシ小屋はこの地方のみに存するものである。

写真は空上部落で見られたウムシ小屋である。

(小山 恵美子)



写真10-3-9 ウムシ小屋(S48年7月22日撮影)

#### 参考文献

1. 『岡山の民家』 鶴藤鹿忠著
2. 『日本民俗学大系』6 平凡社

#### 4. 名所旧跡と伝説

現在はマス・コミの発達により全国の文化の交流は速く、その内容は均一化されたものとなっている。そうした中で、各々の地域の祖先の人々が残してきた、文字によらない様々な文化は次第に忘れ去られようとしている。それらの中には、必ずしも実際の道理や歴史にもとづいているとは言えないものも確かにある。しかし、それらが、私達の祖先がいつからともなく、たれからともなく自然に語り語られ始め、そして語り継がれてきたものである事も忘れてはならない。私達は、そこに、祖先の人々のものの考え方、時代の跡、その文化の跡を見ることができるのではないだろうか。そうした意味で、これらの祖先の文化的遺産を文字として残しておく事の意義も又大きいといえるのではないだろうか。

調査方法は、主に、各所の古老の方々にお話を聞かせて頂くという方法を取り、以下のようにまとめた。



図10-4-1 伝説分布地図

(1) 矢掛地方

a) 矢掛の地名

この地名の由来については諸説が伝えられている。

- ・ 四道將軍吉備津彦命が雲羅退治に來られた時、戦いで弓矢を打ち合い、吉備津彦命の放たれた矢が高い山（現在の嵐山）の松の木に掛かり、その事から「矢掛」と名づけた。
- ・ 昔、矢掛は主要道路（旧山陽道）のひとつであった。そこで、旅人の道中の安全を祈って、宿馬の氏神様のお祭りの時に、矢を掛けたことから「矢掛」と名づけた。
- ・ 小田川と美山川の合流点の清流に民家の屋敷の影が美しく写っていたのを、殿様が御覧になって「屋影」という地名をつけられたことから「矢掛」となった。
- ・ 桃山時代、砂鉄の豊富な土地として有名で治金、鋳物業が盛んであり、特に矢の一部である矢尻の生産が有名であったことから、「矢を掛ける」という意味で、「矢掛」となった。

今回の聞きとり調査では、ほとんどの方が、吉備津彦命の説を挙げられた。この説が主に伝えられているようである。

b) 奉幣使

奉幣使とは、本来、宇佐八幡宮や出雲大社へ天皇の代りとして参内する勅使（貴族）の事である。こうした勅使は、その地位を用いて途中の道々で数々の難題をふっかけ、一年もかけてゆっくりゆくりと旅をしたものだという。そこで現在では、この言葉は、「むずかしい人」の代名詞として用いられている。たとえば、お酒を飲んだりしていてわからないことを言う人がいると、「奉幣使じゃ」という。宿場に残って日常化された言葉である。

c) 金谷

昔の矢掛の産物とは聞くと、金谷の鋳物と瓦だったそうである。瓦は矢掛台地の良質の粘土を田んぼの土から、「地下げ」によって掘り出し作られていたという。金谷には、高草氏という鋳物職人がいて梵鐘や釜、鍬などを作っており、そこからこの地名がおこったのではないかと考えられている。

d) 僧都

僧都という語は、本来は、僧侶の位の一つで僧正の次の位であり、僧の位のうちでは高い方をさす。この地名は、昔ここに玄資僧都という方がおられ、そこから名づけられたのではないかと考えられる。この方は、川の水を田に引く方法や水車の事等、農耕のための指導を各地を歩いてされた方であったといわれている。



写真10-4-1 玄賢僧都の墓

e) 鶉飼, 鶉江

四道將軍吉備津彦命の話は、各所に伝えられている。「①矢掛の地名」の所でも述べたように、吉備津彦命は、雲羅という豪族をおさえる為にこの地に来られ戦ったと言われている。そして、それがウラ(ウンラ)という鬼の退治話として伝えられているのである。戦いのうちに鬼は次第に追いつめられて川へ逃げ込み鯉となり川を上っていった。すると、命はすぐさま鶉となり追いかけていった。「ウンラとなれば鶉となる」と語られている。そして、捕えたところが現在の鶉飼というわけである。川面にある鶉江神社のあたりは、この追跡のコースにあっていたものといわれている。

f) 笠置の松

大通寺の上にあった松で、その形が笠を置いた様に見える事から、そう呼ばれていたが、松喰い虫にやられ、現在は無い。

g) きつねの話

小林のあたりでは、きつねにだまされる話を幾人かの方々が話して下さった。

・ 鶉飼神社へ行く道辺へ夕方出ようと、よそのおばさんの様に見える人がおいでおいでしよう。後をついて行くと、牛のふんをぎょうさん出してきて、「ぼたもちじゃー食べえー」「残ったのは持っていねー」と言う。前掛へぎょうさん入れて持って帰る。そのころ、部落の人は帰らんけえ探しに行きょうると、朝ひょうひょう戻ってくる。「お前、前掛へ何入れとんのんなら」いうて聞いたら、「ぼたもちじゃ」と言う。

・ きつねにだまされた。風呂へ入ってざぶざぶ洗った。目が覚めてみたら野壺じゃった。

以上二つの話は、ちいと人間が足らんのがよう、えどうかされる(だまされる)という。夕方にな

ると山の方へ行かりゃあせん、しゃんとした子はだまされん、と子ども達は話して聞かされるものだという。

(四) 川面地方

a) 黒岩と大曲がり

矢掛駅前のある山に黒岩があった。今は、けずり取られていて、どの山か確かではない。昔は、その黒岩に物見やぐらが組まれていて、敵が攻めて来ると、その岩を踏んで身方に合図した。その黒岩は、足でとんとん踏むと太鼓の様な音がしたものだという。また、そこから西の方に、大曲がりという部落があった。そこは、物見やぐらから見て敵の人数がよくわかるように、道をわざと曲げ、敵の人数を調べたのだという。今でもそこは、「きただの大曲がり」として知られている。



図10-4-2 大曲がり附近要図

b) 黒岩、八丈岩、ためき岩、重箱岩

前述の黒岩と同じものである。このあたりには、岩がたくさんあった。その形から、各々の岩に上の様な名がつけられていた。黒岩については次の様な話がある。

- ・ 太閤様を通られる時に、たくさんの岩があるのを見て、「ありゃー何か」「あれが備中の黒岩かと言われた程、岩ばかりが山の様になっとった。
- ・ 戦いの時には、黒岩へみを着せて、岩の間から弓を出すと、敵は黒く見えるほど兵がいると思つて、びっくりして逃げたという。

(イ) 小田地方

a) 都宮址(小田中)

b) 竜王山

竜王山は、各地各所にある。農耕にとって、水を欠かせないものであり、その雨を降らせてくれる神様として、山の高い所には、たいてい竜王山といって、何らかの祠が残されている。以下は、土井ヶ原での話である。竜王山には雨乞の塔がある。ずう〜と昔から、雨が降らなくなると、ここで火をたいて3日3晩祈った。その間に、総代の3人がお酒を1升持って、「ちごの池」におうていって、どぶどぶその酒を池にうつす。代わりに、びんに池の水を入れて、又おうて帰る。石塔の隣りの亀へその水を入れて拜むと、たちまちに、おかけがあったと伝えられている。お礼参りは、お礼として火をあげた。今では、竜王様の祭りの時に、この亀の水をかえるだけである。

(⇒) 中川地方

a) 轟橋

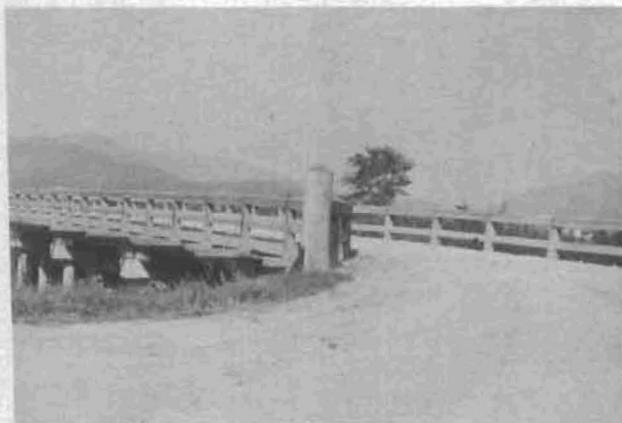


写真10-14-2 轟橋

昔、小田川をはさんで戦争が行なわれていた。川兩の山へ陣取った兵達が、攻めてくる敵が大勢いたので急いで味方の兵達山の中腹にある大きな岩の影から頭やのぼりだけを出させ、さも大軍のいる様に見せかけた。敵軍は、橋の上からこれを見て、岩影に大軍がいると思い、「こりゃあ、おどろいた、おどろいた」と言って逃げて行った。その言葉から、「おどろいた橋」と名前がついたが、人々の口を伝わるうちに、「とどろき(轟)橋」に変わったという事である。

b) 林田、毎戸の地名

延喜式に出てくる「小田駅」は、今の毎戸のあたりではないか。そうした関係から、毎戸は、馬宿まいど うまどから変化してきたものではないか。毎戸には土下座所はいだといわゆる田もあった、また、林田は、駅伝馬の

意味の<sup>はゆま</sup>駅馬から来たものと思われる。

c) 伽藍山

この山の頂上には、寺の跡が7つは、はっきりと残っており、塔の跡も残っている。伝えられている話では、12坊あったといわれている。

d) 小田の渡し



写真10-4-3 船をつないだケヤキ(小田の渡し)

昔は、小田川を越して渡っていた。笠岡の小倉という地名も、渡しの倉があった所からいわれるのではないか。「小さい頃には、ここで帆かけ船を見よした」と言われる古老の方がおられた。「酒屋があった時分には酒を積んで四国の方へ売りに行きよした」と言われる。その頃、船をつないでいたという木が今も嵐山のすそにある。又、950年前頃の歌が残っている。「有明の月に夜深く出ぬれば小田の渡りに雁ぞ鳴くなる」

e) <sup>あみ</sup>浅海

このあたりは、昔、海であったのだらうと言われる。

f) <sup>やがみ</sup>矢神

矢掛<sup>かみ</sup>の上(上流)の意味からこの地名が生まれたのではないか。又、吉備津彦命が治められたことによるとも考えられる。

h) 山田地方

a) 遙照山の冷泉と百手講

四道將軍吉備津彦命が天皇の命令を受けてこの地に来られ、ウラという鬼(雲羅という豪族)退治

をしていた時、ウラはいくら傷を負わせてもすぐに傷を治して出てくる。そこで、不思議に思って調べてみると、遙照山の温泉につかって治していた。そこで、命は御崎様に温泉を冷泉に変えていただきウラを退治した。そして、吉備津公が、がいせんして帰る途中を、人々は、<sup>もつて</sup>百手をあげて迎えた。それから、人々は、旧の2月1日は百手講<sup>もつて</sup>といって、御崎様をおまつりしているという事である。又、その時、御崎様をたたえる為に、神主さんが、鬼の顔を書いた紙を的にし、「おん敵、退散！」と叫びながら弓を射るのが今もそのまま伝わっているのだという。

b) 万人講



写真10-4-4 万人講(里山田, 橋本)

万人講と刻まれた石がまつられているのは、いたる所で見かける。これは、「昔は、牛は百姓の宝じゃった。田を耕すのに一頭は必ず飼よった。だから、牛が死んだら牛をまつてやる。近所親戚のもんかもんが一銭ずつを百人万人になるまでつないで、石の地藏様を切りよった」と言われているものである。

c) カッパの話(カーコウ)

小田川—中村橋の上、さろう淵の辺には、昔カッパがいたという。「カーコウは人まねをするのでこちらで頭を振って見せると、カーコウの方もまねて頭を振る。そうすると、カーコウは頭の皿の水がこぼれて弱ってしまう」と言われている。中原部落では、旧の6月20日にカーコウ祭りを行なっている。カーコウと言うのはこの地方の言葉でカッパの事である。

(-) 三谷地方

a) 福頼神社

次のような話が残っている。庭瀬の殿様時代に、福武本家に魚売りが来た。そして、言うことには「わしゃあ、この山に住んどるきつねじゃ、わしをまつてくれりゃあ、いつまでも福武家をまもつたる」「山の中腹に小松が3本ある。その下に洞穴があって、そこに住んどるんじゃ」と。そこで、福武家では人を頼んで探しやってみると、言われた通りであった。それで「おまつりしよう」と言い事になった。そして、山の八合目に、「いろは道」といって48曲がりもあるといわれる道をつくって、そこに大神宮様をおまつりした(福頼の奥社)。これは、福武家の鎮守様であったが、ここで、病気、縁談、お産等の時御祈念、御祈禱してもらい、おかげを受ける人が多かった。商売する人もよくまいり、あらゆる事の相談に来られる。

その後、庭瀬の殿様が病気になられ医者には治らんと言われた。そして、福頼神社のおかげを受ける人が多い事を知り、来られた。福頼様にお聞きすると、「〇月〇日と△月△日とがよかったら全快される」という風に言われた。すると、その通りになり、殿様は全快された。そこで、庭瀬藩より、奥社を中心に南北幾間かずつ土地を寄進された。(今もそこは福頼様のものとして残してある。まわりは村有。)そして、その時、八合目ではおまいりするのには遠いからというので、下へ御本社を移すことにした。(今も奥社は八合目にある)この時から、福頼神社の名は近く遠くにも伝えられていった。戦争中には、ものすごい人であったという。そして、その福頼神社の所在を示す四角い石柱が、中村橋の所に建てられており、表に福頼宮、裏には庭瀬藩と書いてある。

b) 惣門池と火打岩池



写真10-4-5 惣門池

この二池は姉妹池である。この二つの池は、各々の灌漑用水を上と下にもっている。火打岩池の水は、まず惣門池に入っており、この池は惣門池によって管轄されている。火打岩池の上には、星尾様

をまつてある。(終戦後の神社の統合により今は萩原神社 合祀)。その名の由来は、惣門池の方は、殿様屋敷の惣門があったところからきていると思われる。火打岩池の方は、その上の方に火打岩がたくさんあったところから名づけられたと言う。「猿掛の頃、硬い石が出よった。その石をすって火をおこし、ほくち(綿)につけ、その火をまたつけ木につけよった。」と土地の人は語っていた。

c) 十三仏

昔、火打岩池の堤防が切れて大水になった時、近くで働いていた人が押し流され、大渡川、金山谷川の合流点に13人ひっかかったという。この人々は、金山から出る優れた品質の鉱石を、この池の下でそれとも知らず掘っていた鉱夫であった。その事からその地域を十三仏と呼んでいる。昔は土砂を盛り上げて廢地にしてしたが、供養塔はないという事である。

d) 洞松寺

猿掛城城主が建てたといわれている。又、神宮皇后が朝鮮へ出兵する時船をつくる為にこの木を切り出したのだとも伝えられている。この事から、当時はこの辺が海岸であったのではないと思われる。

e) 草壁の庄、お琴の里

昔、横谷のあたりはこう呼ばれていたという。小田川の下流、真備町には、「ことひき岩」と言われている岩があった。ここで琴をひいたら京まで聞えたといわれていた。月見の頃、小田川の砂場で琴の会が催されていたという。草壁の庄といわれていた由来は、草壁皇子の領として横谷に役所がおかれていたことからきていると考えられる。

f) 青江鍛冶

横谷の大渡部落に鎮守様まつてある。昔この部落は、猿掛城主庄氏のおかかえの刀鍛冶が多く、青江古刀として、有名な刀が数多く作られていたという。

(b) 美川地方

a) 鬼ヶ獄

鬼ヶ獄には、鬼の釜と言って山の中腹に岩穴があり、川向この岩には、月の輪とか火の輪といわれる岩があり、鬼の足跡(吉備津彦命とウラの話)があったといわれているが、今はダムによって水没している。この辺の景色が大変美しく、昔はよく殿様が見物に来られ、拝みに来る人も多かったと言われる。



写真10-4-6 鬼ヶ獄ダム

b) は <sup>なし</sup>羽無

四道將軍吉備彦命が鬼退治の時、高滝山から放った矢に羽がついてない矢があり、それがこの地に飛んで来たのだという。それからこの地を羽無(はねなし)と呼んでいたのがいつの間にか羽無(はなし)と呼ぶようになったという。

c) いざり松

鬼ヶ獄へ行く道(県道玉成線)に沿って、美山川の北側、旧美川村内田字古浦の田の中に水平に横たわる松があり、これを「いざり松」という。樹令凡そ300年、周囲は、3.4メートルある。この松は、昔美山川の上流から洪水の時に流れてきて厄神さまの前でとまり活着したという。又、大洪水の時、宇戸谷より美山川に沿って厄神さまが流れてきて、この松の根元にとどまったのだとも伝えられている。現在も、この松の北側には薬師如来が祭っており、このあたりの庄屋たちが明和6年(1769)、中国地方一帯がかんばつに見まわれた時、二度とこんな不幸に合わないでみんなが衣食住が豊かに災禍をまぬがれる為に祭ったと伝えられている。夜泣く子に、この木の松葉をくよす(燃やす)と泣きがとまるという。



写真10-4-7 いざり松

(北村 淳子)

## 第 11 章 教 育

### 1. 学 校 教 育

#### (1) 寺小屋の教育

江戸時代の社会は武士と庶民の二つの階層に大きく二分されており、教育の構成も基本的にはこれに規定されていた。つまり、江戸時代には武家の教育と庶民の教育がそれぞれ別個に全く異なった形態を取って成立しており、前者のための教育機関は「藩校」であり、後者のためのそれは「寺子屋」であった。

では、「矢掛町」(現矢掛町区域、以下「 」で略す)における近世の教育のようすを岡山県(備前国・備中国・美作国を指す。以下説明を略す。)の状況と照し合わせて記してみよう。ただし、「矢掛町」には「藩校」は設置されていないので、「寺子屋」を中心として記すことにする。

#### ◎寺子屋の普及

寺子屋は、江戸時代を中心に、庶民の子どもたちが「読み・書き・算術」を学んだきわめて素朴な学校である。したがって、庶民が生産・生活の場で「文字」の必要性を感じるようになり、そしてまた、子どもたちに時間をかけて学ばせるだけの生活のゆとりができるようになってはじめて、寺子屋は発達していくのである。「日本教育史資料」をもとに、全国的な寺子屋の普及状態を考察すると次のように結論づけられる。すなわち、「寺子屋興隆の気運は、宝暦・明和の頃から動き始めて天明・寛政頃から漸く顕著となって来た。そして文化・文政と進んで天保・嘉永の寺子屋全盛期に到達した」<sup>(1)</sup>と。

以上のような全国的状況をふまえて、「矢掛町」における寺子屋の普及状態を岡山県の状態と照し合わせて記していく。

「日本教育史資料」によると、寺子屋は全国で 15,542 ケ所あり、そのうち岡山県は長野県の 1,341 ケ所、山口県の 1,307 ケ所につぐ 1,031 ケ所あり、寺子屋数の面からは、全国第 3 位に位置している。また、総寺子屋数 15,542 ケ所のうち元和以前に開設されたものは 18 ケ所で、19 番目が「元龜元年(1570)の開設に係る都宇郡(現都窪郡)妹尾町平民矢吹一郎右衛門の学舎であり、而も明治 10 年に至る前後 308 年間継続した」<sup>(2)</sup>寺子屋がある。したがって、岡山県の場合は数のうえからも開設時期からも発達していたと言える。次に、開業年代よりその普及状態をみると次のように推定できる。(表 11-1-1 参照)

元龜元年(1570)にはじめて寺子屋が開業されて以来、寛政 12 年(1800)に至る 230 年間にわずか 12 校開業されただけで、総開業数の 1% しか占めていないので、この時期はまだ低迷状態だったと言える。ところが、文化・文政期には 10 校、34 校開業されており、この時期を境として寺子屋は急増していく。そして、天保期には 14 年間で 135 校開業され、毎年平均開業数は 9.6 校と今までとは比較にならないほどのテンポで激増していくのである。天保期以降は比較的安

表 11-1-1 岡山県における年代別寺子屋開業数

開業年代	開業数	開業年代	開業数
元 亀	1	文 化	10 (1)
寛 永	1	文 政	34
承 応	1	天 保	135 (2)
正 徳	1	弘 化	76
享 保		嘉 永	154 (1)
寛 保		安 政	161 (2)
宝 暦	1	万 延	29 (1)
明 和	1	文 久	107 (1)
安 永		元 治	38 (1)
天 明	1	慶 応	167 (1)
寛 政	5 (1)	明 治	90
享 和	4	不 詳	14
		合 計	1,031

定した増加率を示し、この時期が全盛期である。結局岡山県においては、増加傾向を示し始める時期が文化・文政期であり、全国的な傾向に比べるとほぼ50年遅れるがその後の増加は急テンポで進み、天保・嘉永・安政期にかけて全盛期をむかえるのである。

次に矢掛町における寺子屋の普及状態をみていく。矢掛町における寺子屋の開業状態は表11-1-2の如くである。

注) ( )内は矢掛町のものを示す。『岡山県教育史上巻』より作成。

表 11-1-2 矢掛町における寺子屋

名 科	学 科	所在地	開業年代	廃業年代	生徒数		身 分	寺子屋師匠名
					男	女		
淑 慎 舎	習 字	奥山田村	安政三年	明治五年	38	8	神 官	江 本 寛 輔
.....	〃	横 谷 村	同 三年	同 四年	50	10	農	福 武 光 五 郎
.....	〃	中 村	天保五年	同 五年	53	7	農	山 邊 忠 吉
無極楽学館	〃	江 良 村	文化三年	同 四年	80	20	神 官	渡 邊 汎
.....	〃	里山田村	元治元年	慶応三年	22	3	農	土 屋 八 郎
.....	〃	中 村	寛政元年	明治三年	35	5	農	横 畑 多 平 治
.....	〃	上高末村	文久三年	同 五年	6	1	僧	鈴 木 明 栄
.....	〃	東川面村	万延二年	慶応二年	50	5	平 民	鳥 越 友 之 進
.....	〃	西川面村	嘉永三年	明治元年	38	4	平 民	妹 尾 栄 三 郎
.....	〃	矢 掛 町	慶応元年	同 五年	60	40	平 民	児 島 廣 人
.....	〃	本 堀 村	天保八年	同 二年	225	60	平 民	鳥 越 彦 四 郎

注) 『日本教育史料 9』より作成

備考) 『小田郡誌』には、上記の他に東三成で赤松元太郎、片山曾平が、川面村で阿部直太郎が開業していたことが記されている。

まず年代別開業数をみると表11-1-2から明らかなように、寛政期1校、文化期1校、天保期2校、嘉永期1校、安政期2校、万延期1校、文久期1校、元治期1校、慶応期1校の計11校となっている。岡山県における寺子屋の発展期すなわち文化・文政期以前に、矢掛町ではすでに2校の寺子屋が開業されている。また、中村においては寛政期と天保期に各々1校ずつ開業されており、2校とも明治初期に至るまでずっと開業されていたのである。そのうえ40名、60名という



鳥越彦四郎氏墓銘

諱直清通稱鳥越彦四郎本州窪尾郡  
河津邸梶谷氏産也本姓弥惣治為養  
嗣以家政之餘暇童蒙訓諭三十年來  
終門弟三百有余人惜哉享歲六十二才而  
明治二巳己六月十三日病没

明治  
八年  
乙亥  
一月  
建立

写真11-1-1

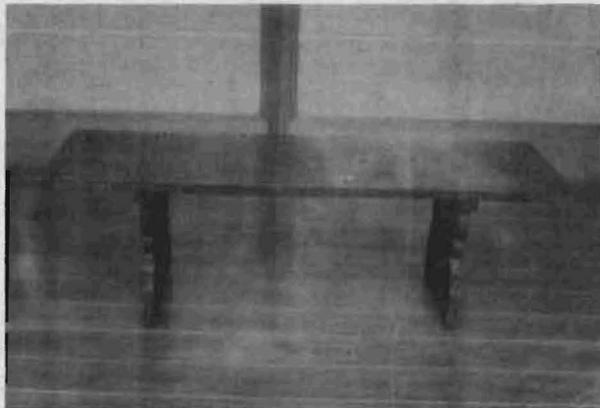


写真11-1-2

鳥越彦四郎氏の寺子屋で用いられた机

ようになり多くの出席児童数をかかえていた。したがって、寺子屋数の面から見ると矢掛町は岡山県においてはもちろん、全国的にも早くから普及し庶民教育が盛んに行なわれていたと言える。

次に、表11-1-2より学科内容を見ると、11ある寺子屋全てが習字のみを授けている。岡山県においては習字のみを授けている寺子屋が946ヶ所あり、全体の91.8%を占めている。これに対して、習字と読書、読書と算術、裁縫というように2科目以上を授けている寺子屋も83ヶ所あり、全体の8%を占め、庶民の要求が多方面にわたっていると言える。しかし、ここでは学科内容の多様性が見られず、「読書算」のうちの「書」すなわち「文字の筆法」のみを授けたのである。

また、寺子屋師匠の身分は、11人中8人（ただし、農民は平民に含めた）までが平民である。これを全国・県と比べてみると、下記の如くなる。

表11-1-3 寺子屋師匠身分比較

	士族	平民	僧侶	神官	医者	その他
矢掛町地区 百分比	0%	72.73	9.09	18.18	0	0
岡山県 //	14.85	54.27	5.75	14.08	8.45	0.78
中国地方 //	25.66	36.18	14.19	13.39	10.13	0.45
全国 //	24.90	40.46	16.31	6.82	9.59	1.92

注) 「岡山県における慈善救済史の研究」「日本教育史資料9」より作成

表11-1-3よりいえることは、岡山県においては武士・僧侶の開いた寺子屋が他地方に比べて低率を示す一方、平民の開いたそれが半数以上を占めていること、及び神官の開いたそれが比較的多いことである。その原因は、「寛文6年(1666)備前藩の寺院淘汰によって僧侶が還俗させられたこと」<sup>(3)</sup>及び「備前藩が寛政時代より手習所を創め、以来各藩競争して庶民教育を奨励した結果、特に平民・農民にしてかかる教育に当り得るほどの力を持ったものが輩出した」<sup>(4)</sup>ことにあるだろう。矢掛町においても寺子屋師匠の身分は平民が圧倒的に多く、72.73%を占めている。これは岡山県における実態を如実に反映していると言えるだろう。

ところで、寺子屋師匠の身分と出席児童数の関係はどうなるだろうか。両者の関係は表11-1-4の如くである。

表11-1-4 寺子屋師匠の身分別出席児童数

開業年代	身分		平民	僧侶	神官
	性別				
寛政年間	男		35		
	女		5		
文化 //	男				80
	女				20
天保 //	男		139		
	女		34		

表11-1-4からいえることは、平民あるいは神官の身分の者が経営者の場合には、1校あたりの平均児童数は70~80人で、僧侶のそれに比べると非常に多い。これに対し、僧侶が経営者の場合には寺子屋数も1ヶ所しかなく、児童も7人で前者の $\frac{1}{10}$ 以下の数である。何故このような結果になるかは資料不足のため説明できないが、先述の岡山県の実態と関係があると思われる。ところで、

嘉永年間	男	38		
	女	4		
安政 "	男	50		38
	女	10		8
万延 "	男	50		
	女	5		
文久 "	男		6	
	女		1	
元治 "	男	22		
	女	3		
慶応 "	男	60		
	女	40		
平均児童数	男	67	6	59
	女	17	1	14

(同年間、同身分の場合は その平均)

注) 『日本教育史資料9』より作成  
農民は平民の中に含めた。

関心がしだいに高くなつたのである。このことは、矢掛町が本陣の置かれた交通の要所であり、早くから商業が発達していたことと関連があると思われる。

## (四) 小学校の設立

### a) 啓蒙所の普及

「自今以後一般ノ人民(華士族農工商及婦女子)必ス邑ニ  
不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス。」

これは明治5年8月、文部省から公布された「学制」のなかにある有名なことばであり、近代学校制度を確立していこうとする明治政府の決心を示したものである。「学制」は、全国を大中小の学区に分け、まず53,000余の小学校を設置しようとしたのである。このように「学制」は小学校制度を確立することがその中心課題であった。したがって、近代学校制度はここから出発したと言えるのである。

ところで、矢掛町の属していた小田県においては、啓蒙所と呼ばれる学制に基づく小学校に類似した学校が設置されていた。これは、学制公布前の明治5年3月に県がその設置を各村に奨励したことに始まる。ここ矢掛町においても、県の奨励に基づいて多聞寺と観音院を借りて設置されたのである。

では、啓蒙所はどのような意図で作られたのだろうか。備中町史では、啓蒙所は「現在の広島県深安郡加茂町粟根で医者をしていた窪田次郎によって設立計画が立てられ」<sup>(5)</sup>、これを福山藩が藩の教育政策として組み入れたものだとしている。窪田の意図は次の如くである。

管内ニ啓蒙社ヲ結ヒ町村其地形人家ノ便ニ從ヒ一ケ所ツヽ啓蒙師匠ヲ立テ之ヲ

寺子屋が比較的発達していたと思われる矢掛町においても、女子の就学率は男子のそれに比べると非常に低い。ほとんどの寺子屋が10人以下であり、児島廣人が経営していた寺子屋のように男女比が3対2と、女子の就学率が高い寺子屋は例外だと言わねばならない。女子の就学率の低さは、江戸時代だけでなく学制の発布された明治初期にも大きな問題となり、その解決のために多大の努力を必要としたのである。

以上のことから、矢掛町における寺子屋の普及状態をまとめてみると、次のようになる。開業年代からみても、児童数からみても、早くから普及し、就学人数も多かった。寺子屋が創設された寛政期以降は庶民教育に対する

啓蒙所ト名ケ、士農工商貧富ヲ分タス男女七才以上十才ニ至ル迄尽ク此啓蒙所ニ  
存シ、容儀ヲ習ハセ文学算教ヲ教ヘ其才智ヲ実地ニ培養ス。

窪田家文書「窪田和寛履歴」<sup>(6)</sup>

このような意図で藩の教育政策の一環として打さ出された啓蒙所での教育内容は「容儀」  
礼儀作法)「文学・算教」など、「実地」に即しれものであった。この寺子屋から啓蒙所へ  
の学校制度の変革はこの時期に少年期を生きた本郷村の江木伯助直義の「学事上の履歴」  
(江木家文書「隨心録」)に反映している。彼は、文久元年(1861)に生まれ、明治2  
年(1869)3月に鳥越彦四郎の寺子屋に入門し、初めて「文字の筆法」を習っている。  
その後、明治4年2月からは、佐伯翁、江木源太郎に就いて「四書の句読」あるいは「  
十八史略」「日本外史」等講義を受けた。そして、明治5年5月には妙覚寺におかれた  
小学校で「告諭大意、明倫撮要」等の講義を受けたのち、学則による科程を修業してい  
る。学則による科程における教科とは、小学教則概表で定められており、彼が修業した  
11歳(六級・五級)の場合は「地理輪講、物理学輪講、書讀、書讀作文、史学輪講、  
細字速写、野画、幾何」である。しかし、この規程は文字どおり実施されなかったと思  
われる。明治7年10月、には西江原興讓館に入学し、漢学・筆・算を兼修している。  
学制の目ざした西歐的な教育内容以前の最後の教育を江木伯助はうけたといえよう。

また、啓蒙所は「有志者ノ納付金ヲ以テ遂日ニ増設ス」<sup>(7)</sup>とあるように民間有志者の寄付によ  
って運営することを建前としており、この点でも学制に基づく小学校と類似している。

以上のように、啓蒙所は福山藩において施行されていた制度が、明治4年11月に成立した深津  
県、ついで明治5年6月に改称された小田県にも受け継がれ管内一円に奨励されたものである。  
「学制」が公布された当時、小田県管内の啓蒙所は「その数83校、通学児童数は5,095人、有志  
の寄付による積立金は34,400余円となっていた。」<sup>(8)</sup>また、「小田県令が啓蒙所を小学校とみな  
すと文部省に報告した明治6年3月には188校にも達していた」<sup>(9)</sup>ほど普及したのである。また、  
明治6年に文部省から視察に来た役人が、「啓蒙所ニハ文部省モ聊カ先手ヲ打タレタルノ感アリ」<sup>(10)</sup>  
と驚いたほど、その目的といい、実態といい、学制に基づく小学校に類似したものだっただ。

このように一時非常に盛んだった啓蒙所も明治6年12月に「小学ノ体裁ヲ得ルヲ以テ当時建設  
スル所ノ四百六校 始テ公立ノ名唱ヲ乞フ」<sup>(11)</sup>とあるように、明治6年2月の小田県の方針(啓蒙  
所の小学校への切りかえ)に基づいて、学制に基づく小学校へと切りかえられていくのである。

#### b) 小学校の設立

明治5年8月に公布された「学制」と同年10月に中学区・小学区が決定され、これに基づいて  
小学校が設立されることになった。矢掛町における小学校は、明治6年4月に第四小学区小田県管  
内第九番中学区に割り当てられ、ほとんどの学校が寺を仮教場として設立された。矢掛町において  
設立された学校は下記の如くである。

学制の実施にあたって、文部省が小学校の設立に最も力を注いだことはすでに述べた通りである。  
府県においても、文部省の方針に基づいて、小学校の設立と就学の督励に並々ならぬ努力をしたこ  
とは言うまでもない。ここ矢掛町においても、横谷村字慶知庵寺下妙泉寺境内に温知館が、奥山田  
村観蓮寺境内に輪養学校が、というように次々と学校が設立されていった。これらの学校が直面し

表 11-1-5 矢掛町における小学校の創設

名 称	所在地	設 立 日
負山学校	小田村	
鵜養学校	川面村	
瀧原学校	東三成村	明治6年2月3日
成治学校	里山田村	同 年8月5日
講文学校	江良村	同 年1月31日
朝日学校	高末村	
有常学校	本堀村	
有秀学校	矢掛町	
温知学校	横谷村	明治6年5月
養生学校	奥山田村	同 年3月20日
止信学校	中村	明治7年12月31日

注) 『小田県史』福武家文書「明治八年乙亥二月七日 学区用記録」により作成。  
両者で異なるものは『小田県史』による。

た問題は、学校の教員の確保方法であり、児童の就学率を高めることであった。前者は、啓蒙所の教員の中から志願によって採用することとし解決できたが、後者は当時の人々の生活実態からなかなか解決できる問題ではなかった。明治初年における一学校での就学率の変化を示すと、11-1-6の如くなる。ここでいう就学児童数とは満6年から満14年に至るまでの学齢生徒の中で就学している者をいい、齡外就学生は含まないことにした。

表 11-1-1 横谷村三成小学校における就学率の変化

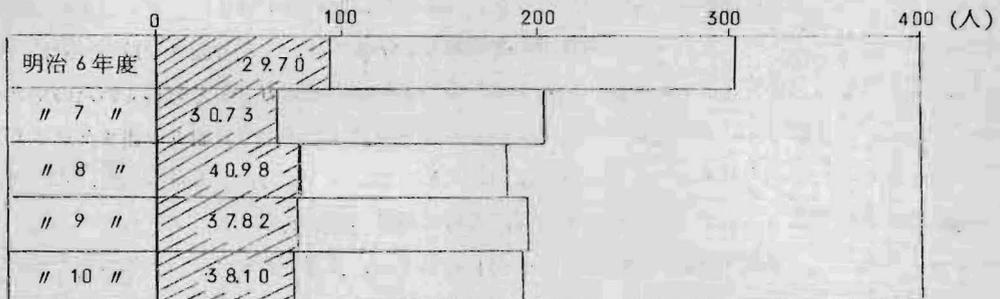


図 11-1-1 横谷村三成小学校における就学率の変化

就学児童数 (数字は就学率)  
不就学児童数

注) 「第1号沿革史(三成小学校)」より作成  
(備考) 明治5年には、凡100人(男70人、女30人)の生徒数

図 11-1-1 より、学制が發布されてから4~5年たっても就学率は38%余で半数以上の者が不就学であることがわかる。三成小学校では開設以来、30~40%程度の就学率であり、いかにして就学率を高めるかがこの学校での最大課題であった。こうした状況は単にこの学校だけの状況ではなく、矢掛町における全ての小学校が、また全国の小学校の当面する課題でもあったのだ。矢掛町における小学校での就学率を示すと表 11-1-6 の如くである。明治8年の資料しかないので、どのように変化していくのかわからないのが残念である。

表 11-1-6 明治8年における就学者の実態

名 称	全 児 童 数			就 学 者 数		
	男	女	計	男	女	計
瀧原学校	117	101	218	52(44)	11(11)	63(29)
止信学校	53	56	109	40(75)	15(27)	55(50)
養生学校	75	81	156	53(71)	21(26)	74(47)
講文学学校	78	72	150	53(68)	12(17)	65(43)
成治学校	62	46	108	48(77)	9(20)	57(53)

注) ( )内の数字は就学率を示す。

福武家文書「明治八年乙亥二月七日  
学区用記録」により作成

表 11-1-6 より、男子の就学率は瀧原学校を除くといずれも 70%前後で比較的高いのに対して、女子の就学率は 10~20%代で非常に低いことがわかる。女子の就学率が低いため全体としては 50%前後の就学率となっているのである。したがって、女子の就学率をいかにして高めるかが今後の重要な課題となるのである。

では、何故このように就学率が低いのだろうか。いろいろの要因があると思うが、授業料の徴収など経済的負担が大きかったことは重要な要因だと思う。学制では、学校の設定維持の経費については、地方住民が経費を負担する原則、いわゆる「受益者負担の考え方」がとられていたのである。そのために、小学校で徴収する授業料は小学教則(太政官布告)によって月額 50 銭または 25 銭の等級も認めると定められており、この金額は当時としては高額であった。したがって、このような高額の授業料を払ってまで学校へ行くことは、当時の庶民の生活状態からは考えられなかったのである。そのため、貧困な家庭の児童からは徴収しないとか、貧富の程度によって数段階を設けていた地方さえあった。「旧岡山県は授業料を徴収せず、小田・北条県では随意に徴収」<sup>(12)</sup>し、その額は「小田県では平均 1 人 1 か月 1 銭 5 厘、北条県は 1 銭 3 厘強ぐらい」<sup>(13)</sup>であった。ここ矢掛町では、表 11-1-7 より明らかなように、授業料は徴収していないのである。このように授業料の徴収は実際上困難であり、国から府県に配布される小学校委託金は小額だった。そのため、小学校経費の主要な財源は学区内集金(学区内の各戸への賦課金)と寄付金にたよる他なかったのである。このような状態は矢掛町においても全くその通りであり、明治8年の公学費歳入額と各項目の百分比を示すと次の表の通りとなる。

表 11-1-7 公額費歳入額および百分比(明治8年)

	瀧原学校		止信学校		養生学校	
	金額(円)	百分比	金額(円)	百分比	金額(円)	百分比
学区内集金			90.0	93.65	75.0	96.06
寄附金						
生徒授業料						
委託金	1152.1	10.26	2107.7	2.19	3072	3.94

諸金利子	100.775	89.74				
諸入金						
前年より繰越高			4.0	4.16		
合計	112.296	100.00	96.1077	100.00	78.072	100.00

注) 福武家文書「明治八年乙亥二月七日 学区用記録」により作成

この表によると、国から府県に配布される委託金(文部省扶助金)は、明治8年には多くて10%余、少ない所では2~4%にすぎず、これに対して学区内集金は9%前後に及んでいる。文部省年報によると、「委託金は明治6年には約13%、明治8年には約9%に過ぎず、授業料も約6%程度」<sup>(14)</sup>であり、これに対して「学区内集金は明治6年に約43%、同8年でも約30%に及び、寄附金がそれぞれ19%・18%」<sup>(15)</sup>となっている。このことからすれば、矢掛町における小学校では委託金の占める割合が非常に低く、教育税ともいふべき学区内集金に依存する割合が非常に高く歳入額の90%以上がこれである。ここでは、この学区内集金がなかったならば学校を設立し維持することはできなかったのだ。結局、学制期においては学校の設立と維持に要する経費は主として地方住民の負担によるものだったからこそ、貧しい庶民にとっては学制の実施による経済的負担は重いものだったと考えられる。このように一方では就学を督励し、他方では極めて重い経済的負担を負わせるという矛盾した政策を取っていたのが、学制期である。この矛盾した状況を解消することが課題となるのであった。

(岩崎 幸子)

- 注(1) 『日本庶民教育史』石川謙著 p. 386 (9) 同 上 p. 847  
 (2) 『岡山県教育史』上巻 (10) 同 上 p. 847  
 (3) 『岡山県下における慈善救済史の研究』守屋茂著 (11) 『小田県史』 p. 183  
 (4) 同 上 (12) 教育時報'72年8月9月合併号「学制  
 発布当時の岡山県の教育」p. 46  
 (5) 『備中町史 本編』 p. 846 (13) 同 上 p. 46  
 (6) 同 上 p. 846 (14) 『明治の教育』仲新著 p. 128  
 (7) 『小田県史』 p. 182 (15) 同 上 p. 128~129  
 (8) 『備中町史 本編』 p. 846~847

#### (イ) 小学校の設立と教育財政

1871年(明治4年)、文部省が創設され、1873年の徴兵制・地租改正とともに、明治維新の3大改革といわれる学制が、1872年に発布され、近代公教育が始まった。

1872年8月2日、明治政府は「学事奨励に関する被仰出書」を出し、国民に新教育の内容を指し示した。

これによると、第一に、学問、教育における封建的な身分差、不平等差を否定し、教育の機会均等をすべての国民に開くものであり、第二に、学問、教育の目的を実学の修得におき、第三に、学問は、国家のためにするものでなく、その身を立てるためにするものであることから、学費などその経費を国民各人の負担とするものであった。

さて、明治5年8月3日、この学制が公布されてから、どのくらいの期間で矢掛に学校が設立されたのだろうか。

表11-1-8 からわかるように、東三成では、瀧原学校が明治6年2月3日に設立、奥山田村では養精学校が明治6年3月20日に設立、中村では止信学校が明治7年12月3日に設立されている。

小田県は、学制の全面実施のため、明治6年1月に、学区取締を任命し、同月「小田県小田小学校規程」を定め、県内に通知を出す(小田郡誌下巻第8章教育)が、この通知のわずか1~2か月足らずで学校が設立されている。

これらの学校を設立せしめた物質的基礎である学校建築費、教員給料、学費の教育諸費用は、「学事奨励に関する被仰出書」にみられるごとく、ことごとく人民からの徴収であったが、それでは、人民1人当たりどのくらい教育費として徴収されていたのであろうか。

表11-1-8 小学校の創立時期

村名	学校名	創立年月日
東三成	瀧原	明治6年2月3日
奥山田	養精	// 6年3月20日
中村	止信	// 7年12月3日

福武家文書「明治8年乙亥2月7日学区用記録」

表11-1-9 教育費徴収表

金額	10銭以下	10~20	20~40	40~60	60~80	80~1円	1~5円	5~10	10~15	15~20	20~30	30~40	40円以上
人数	14人	5	15	7	3	5	26	7	3	1	1	1	1

(「明治6年 学費新築会計簿癸酉4月ヨリ」)

表11-1-10 教育費徴収表

金額	5銭以下	5~10	10~20	20~30	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~1円	1~2	2~3
人数	22人	18	17	14	5	8	1	1	1	0	0	1	1

(鳥越家文書「明治7年小学校資金取立帳小十九区本堀村6月ヨリ」)

表11-1-11 教育費徴収表

金額	5銭以下	5~10	10~20	20~30	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~1円	1~5	5~10
人数	2人	15	15	12	5	8	1	0	3	0	0	11	1

(鳥越家文書「明治7年小学校資金取立帳小十九区本堀村12月ヨリ」)

表11-1-12 教育費徴収表

金額	5銭以下	5~10	10~20	20~30	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~1円	1~5	5~10	10円以上
人数	30人	18	11	13	7	5	0	1	2	1	1	5	0	1

(鳥越家文書「明治12年御半年学費并、11年度割残収簿小田郡本堀村」)

表11-1-10は、明治6年、矢掛村での人民からの学費・新築費徴収の金額を集計したもののだが、10銭以下が14人、20～40銭が15人、おどろくべきことに、1円～5円の徴収が26人と一番多いことである。(このうち、1円～2円が多い。)

表11-1-10、明治7年本堀村の小学校資金取立を見ると、6月から半年分の徴収であるが、5銭未満から30銭までの徴収が平均であろう。また、30銭から50銭までの徴収も少なくない。また、1円から3円の徴収も2人いる。

12月からの半年分でみると、5銭から30銭までの平均的徴収は変化はないが、5銭未満の徴収が2人に激減している。また、1円から2円の徴収が増加している。5円代もある。

次に表11-1-12の明治12年の教育費徴収簿をみると、(この時はまだ矢掛には「教育令」はおりていない)、5銭以下が大多数である。そして、5銭から30銭の徴収が平均的である。しかし、40銭から50銭までも少なくない。また、60銭から5円までの徴収も少ないながらもある。

明治11年の有業者1人当りの年間所得が21円、したがって1か月1円75銭程度で人民は生活していた。(日本の歴史中 井上清著 岩波新書)

だいたい、明治初年から大きな変動がなかったとすれば、これ以上の生活をしていたとは考えられないから、これを目安に見ていくと、先に集計したように、矢掛村では、半年分の徴収が1円前後が一番多かったが、その1か月分は、16銭7厘となる。ということは、平均的人民ならば、1か月の生活費の95%が教育費のために徴収されていたことになる。20銭から40銭が次に多かったが、2～4%の徴収率になる。

明治7年の本堀村では、30銭以下の徴収が多い。

明治12年本堀村では、5銭未満30人が大多数だが、しかし、30銭までの徴収も42人で多い。しかも、50銭以上の徴収も11人ある。

表11-1-13 学校収入内訳表

村名	区内集金	委託金	積金利子	小高賦課金	年	その他(前年度よりの持越金)	合計
横谷	157円5銭	15円38銭6厘			明治6年	0円	172円43銭6厘
東三成		11円52銭5厘	100円77銭5厘		〃8年	0円	112円29銭6厘
中村	45円	2円10銭7厘7毛		45円	〃8年	4円	96円10銭7厘7毛

(福武家文書「明治8年乙亥2月7日 学区用記録」)

明治6年の横谷村での学校収入費の内訳をみると(表11-1-13)、区内集金157円5銭、国からの委託金15円38銭6厘である。また、明治8年では、東三成で積金利子100円77銭5厘、委託金11円52銭5厘、中村では、学区内集金45円、小高賦課金45円、委託金2円10銭7厘7毛となっている。

表 11-1-14 学校経費支出内訳表

村名	教員給料	繕給料(小便)	営繕費	書籍・器械入費	薪炭油費	諸雑費	合計
横谷	84円	20円	25円	42円75銭	0円	16円	187円75銭(内15円31銭4厘不足)
東三成	72円	3円70銭	18円52銭	21円91銭	9円40銭	4円55銭	149円20銭7厘5毛(内34円91銭1厘5毛不足)
中村	56円	2円	10円	16円	2円	7円	96円10銭7厘7毛(内3円10銭7厘7毛残り)

(福武家文書前掲「学区用記録」)

これで見ると、国からの委託金は、横谷村の学校費全体の9%足らず、東三成で10%足らず、中村で2%足らずであった。政府からの援助金は、ほんのわずかであって、そのほとんどが、人民の過こくな自己負担であった。しかも不足金は、横谷村で15円31銭4厘、中村で3円10銭7厘7毛、東三成で36円91銭1厘5毛もの金額にのぼり、設立当初から、早くも経営困難の様相を示していた。

また、学校経費支出でみると(表11-1-14)、教員給料の割合は、横谷村で187円70銭中84円-45%、東三成で149円20銭7厘5毛中72円-48%、中村で96円10銭7厘7毛中56円-58%であり、高い。

このように、学費、新築費、教員給料までも人民が全面負担をしいられていた。せめて教員給料だけでも、国家が負担すれば、かなり負担が軽くなる。現在においても、教員給料の50%しか国家は援助していない。

明治10年、本堀村では、村費420円52銭1厘中、教育費は86円77銭9厘と村費中の3番目に多額の費用としてあり、村費中教育費の占める割合は、20%ほどであった。

学校建築費、並びに学費が非常に高く、しかも、地租改正によって、地租として生活費の3~4割を徴収され、地方税そして地主にも一定額支払わねばならず、それに加えて、教育費徴収という、人民は過こくな生活をしいられていたが、ここにおいて、就学生徒数はどのくらいであったろうか。

表11-1-15からわかることは、明治8年から明治9年までの1年間に、瀧原小学校は7名生徒が増えている。

止信小学校では、明治8年から明治9年までは生徒数に変化はみられない。

明治8年だけみると、瀧原小学校では、約30%の就学率、止信小学校では約50%の就学率であった。

表 11-1-15 学校別就学生徒表

就学生徒数 学校名 (不就学) (村名)	明治8年	明治9年
瀧原(東三成)	63(155)	70
止信(中村)	55(54)	55
終浦(浅海)	?	50
温知(横谷)	?	75
養精(奥山田)	?	58
有本(本堀)	?	25
有秀(矢掛)	?	185
講文(江良村)	?	38

(前掲「明治8年学区用記録」, 小田郡誌)  
下巻8章教育

全国的にみても、明治8～9年は、ほぼ学制が定着した時期であり、明治9年の全国的な実質就学率は、28.7%であった。（「明治維新と現代」遠山茂樹著 岩波新書）

これと比べてみると、明治8年の瀧原、止信小学校は、全国なみより少し上まわっていたといえる。

明治12年、教育令が出され、翌13年改正令が出された。

岡山県は、これにあわせて、明治13年3月5日をもって岡山県公立小学概則を定め、これを布達した。

その結果、国家の補助金は明治14年から廃止され、しかも、受益者負担の原則は貫かれたために、教育費の村費に占める位置が大きくなり、全国的には、明治15年には、村費中第1位を占めるようになった。（「教育費」相沢英之著）

このようにして、明治5年、学制が公布されて数年後には、ほとんどの学校が設立されていき、就学率においても、全国なみの28.8%を上まわることとなり、学制体制が定着しつつあった。

#### (二) 小学校教育の確立と教育財政

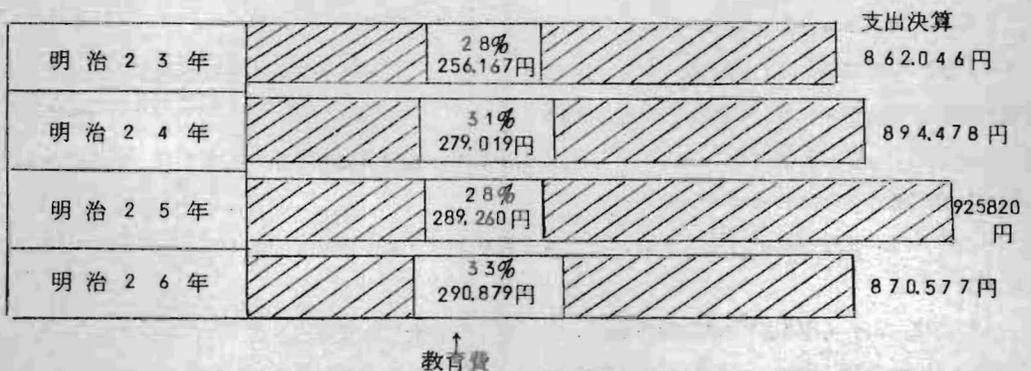
明治19年、文部省は小学校令を出し、小学校を義務教育化した。

この小学校令は、対外的には条約改正の問題をかかえ、諸列強との競争に勝ちぬかねばならないとして、国家主義を喚起させ、しかも、国内において自由民権運動を圧迫するためにも、教育の力において、人民をつくり変えなければならなかった情勢のもとに出されたものであった。ゆえに、学制の「人民のための教育」理念から「国家のための教育」理念にうつり変わっていった。

明治23年、政府は「教育ニ関スル勅語」を制定し、その思想は、儒教的家族道徳を説き天皇が最高の道徳的価値であるとされ、国民精神を支配しようとした。

国家主義を広め、天皇制統一国家の飛躍的拡充を教育の面で押し切ろうとした。

このような情勢のもとで、矢掛の小学校は学制以来の困難な経営をどのように乗りきっていったのだろうか。



(『小田村村会関係書綴』「決算報告」)

図11-1-2 教育費の向上1

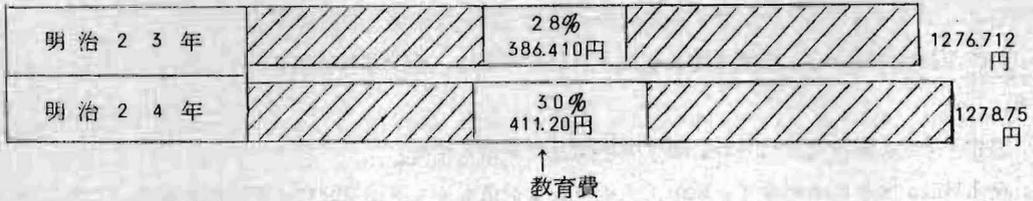


図 1 1 - 1 - 3 教育費の向上 2

(「三谷村村会会議録」)

図 1 1 - 1 - 2 でみると、明治 23 年から明治 26 年までの小田村村費中の 28% から 33% が教育費に当てられている。

三谷村、明治 23 年・24 年の村費中、教育費は、28% と 30% を占めている。

明治 10 年、本堀村の教育費 86 円 77 銭 9 厘と明治 23 年から 26 年の小田村の教育費 256 円 16 銭 7 厘から 290 円 87 銭 9 厘とを比べると、教育費は、3 倍から 3.4 倍化し、教育費の絶対的金額は大きくなった。

明治 24 年は、「教育ニ関スル勅語」が、小田県に通達され(『小田郡誌下巻』)たので、その影響で教育費が増えたのであろう。小田村・三谷村両村で、2~3% 増えている。

また、この時の村費中、小田村・三谷村両村で、役場費の次に多額の出費になっている。

明治 23 年、三谷村では、小学校授業料を最高は、50 銭から約 5 銭おきに 10 等に分けて徴収していた。しかし、かなりの人民負担であったのであろうか、明治 24 年 1 月 7 日「三谷小学校授業料等差改正決議書」をもって、最高 50 銭を 27 銭とし、以下は表のごとく約半額に低下させた。

表 1 1 - 1 - 16 授業料徴収表

1 等	50 銭	→	27 銭
2 //	40	→	22
3 //	35	→	18
4 //	30	→	15
5 //	25	→	12
6 //	20	→	10
7 //	15	→	8
8 //	10	→	7
9 //	7	→	6
10 //	5	→	5

明治 23 年、三谷村では、1 人当り年平均 1 円 20 銭徴収が、明治 24 年には、1 人当り年平均 78 銭 5 厘 9 毛と約半額の徴収になった。

「三谷小学校授業料等差改正決議書」  
明治 24 年 1 月 7 日による。

しかし、明治 24 年度学校授業料は、予算額の 207 円 20 銭に対して、実際は 141 円 46 銭 2 厘しか徴収できておらず、実際は 68% の納入でしかなかった。(「小田郡三谷村明治 24 年度歳入精算報告表」)これでもかなりきつい授業料が人民に負担になっていたことがわかる。

明治 23 年、三谷村において、学齢人員 502 人中 211 人が就学生徒数であって、就学率は 42% であった。

それでは、山田小学校における教育費は、どのように変化したであろうか。

図 1 1 - 1 - 4 は、明治 30 年から明治 37 年までの村費中、山田小学校費がどれだ

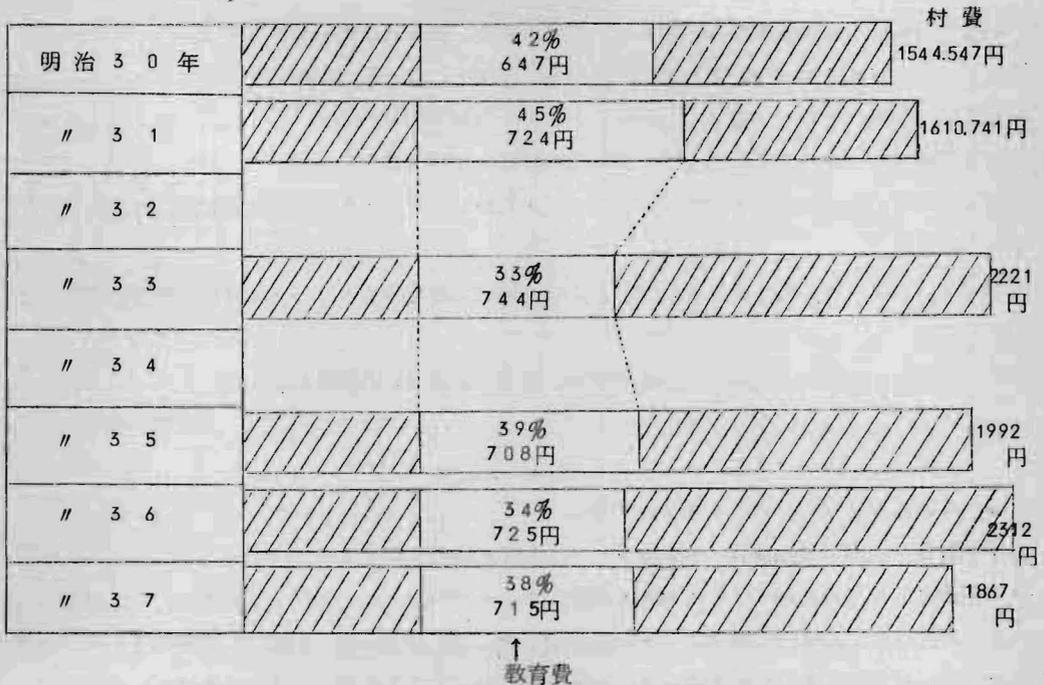


図11-1-4 村費における教育費の割合

(「山田尋常高等小学校沿革史」)

けであったかを示すものであるが、明治30年、31年では、村費の約半分もの高い割合を示している。明治33~37年からは、34~39%になり、少し減少している。

明治30~37年(山田村)と、明治24~26年(小田村)の村費中の教育費の占める割合と比べると、10%~20%弱、教育費の割合は増加している。

ここに、「小学校教育費国庫補助」を要求する国立教育運動の発展の必然性があった。

市町村立小学校教育費国庫補助法は、明治33年に制定され、教員の俸給の一部にあてられることになった。

また、明治33年、文部省は、小学校令を出し、授業料を廃止し、近代初等教育の3原則の1つ、「義務教育無償の原則」が実現した。

山田小学校においては、3年後の明治36年に、授業料廃止となっている。

表11-1-17 就学率の向上

年 代	明治20年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
就 学 徒 数	<del>173人</del> 297人中	<del>190人</del> 380人中	?	<del>234人</del> 363人中	325	329	329	?	248	258	234

年 代	31	32	33	34	35	36	37	38
就 学 徒 数	204	195	182	236	218	215	213	216

(「山田小学校沿革史」)

就学生徒数をみてみよう。

明治20年は、就学率58%、明治21年は50%、明治23年は64%であった。児童数は、明治20年173人から明治26年329人までは増加しているが、明治28年248人から35年には218人と少しずつ減少している。そして、明治35年以降は、210人程度になっている。

ここで注目すべきことは、明治36年以降の就学生徒数の変化である。

山田小学校では、明治36年に、授業料を廃止したわけだが、その後の生徒数に、ほとんど変化がみられない。

すると、明治30年代は、特に、明治36年以降は、就学率は80~90%に近かったのではないだろうか。

このようにして、矢掛において、教育費増、就学生徒数増、義務教育化が進行していった。

(倉橋 義範)

#### (h) 学校教育と世代による社会意識の相異

学校教育の変遷による意識の変化をテーマとして、政府の政策と教科書の変遷とによって被教育者の意識はどのように形づくられたかを調査した。また教育者は、どのような意識で教育活動をしてきたかについて、戦前の教育者を簡単に調査した。主に取り扱ったのは、社会科的なものと道徳的なもの、及び、現在の教育を取りまく様々な条件をどのようにとらえているかについてである。ただし、教育をとりまく条件については、調査内容が小学生にむつかしいこともあって、ここでは取り扱わないことにした。

調査対象は、矢掛町内の6つの小学校(矢掛小学校・川面小学校・三谷小学校・山田小学校・美川小学校・中川小学校)の6年生、199名と、1920年から1935年までに生まれた両親の世代(今後中年層と記述する)と、1902年から1916年までに生まれた祖父母の世代(老年層と記述)の199名で合計398名である。

更に、アンケート未回収地区より4名(美川)、矢掛地区より2名を調査した。教育者として、川面地区・三谷地区より3名を調査した。

調査期日は、1973年7月20日から24日におこなった。

調査方法は、アンケートとそれを補う個別訪問、聞き取り調査である。

#### アンケート内容

調査対象者の年齢、現在の職業、義務教育を受けた時の家庭の職業、最終出身学校

注意事項 太平洋戦争より前に義務教育を受けた人……敗戦時及び現在学校教育やそれを取りまく社会事情についてどう考えるか。

戦後義務教育を受けた人……現在学校教育や、それを取りまく社会事情についてどう考えるか。

#### [A] 学校教育について(主に社会科と道徳教育について)

1. 現在おこなわれている学校教育をみて、何か不満はありますか。

2. 社会科とは何を教える教科だと思いませんか。
- 国家に対する愛情を育て、正しい国民的自覚をもって、国家・社会の発展につくす態度を育てる。
  - 社会を科学的に見る力を養う。
  - その他( )
3. 「日本の歴史のはじまり」の記述としてどれが適当だと思いませんか。
- 神代の神話、伝説より書く (天照大神)
  - 考古学的に書く(採収経済から水稲栽培へ移行する中での社会の変化、発展を発掘調査などで)  
現在どう思うか( ) 敗戦時にどう思っていたか( )
4. 楠木正成という人物を知っていますか。また知っているなら、何をした人かも覚えているなら書いて下さい。
- 知っている
  - 知らない
5. 日本の歴史上、南北朝時代と云うのがありますが、南朝、北朝のどちらか一方が正統であるという論議をどう思いませんか。
- 南朝が正統
  - 北朝が正統
  - どちらが正統ともいえない  
現在( ) 敗戦時( )
6. 太平洋戦争はなぜおこったと思いませんか。
- 現在( )
- 敗戦時( )
7. 広島と長崎に原爆が落とされたのはいつか(時刻まで)知っていますか。
- 広島            年    月    日    時    分
- 長崎            年    月    日    時    分
8. 原爆はなぜ落とされたと思いませんか。
- 戦争をはやく終らせ、アメリカの青年が命を落とすことがなくなるように
  - 戦後の日本支配の主導権をアメリカがにぎることと、核兵器の人体に及ぼす影響を調査

するため

c. その他

現在( ) 敗戦時( )

9. 日ソ中立条約(太平洋戦争時)が破れたわけは何だと思えますか。

現在( )

敗戦時( )

10. 日本で占領され独立を失なった時があると思えますか。

11. 砂川闘争, 安保闘争を知っていますか。

12. 日本国憲法の内容を知っていますか。また知っているなら, その主な柱は①主権在民, ②基本的人権の尊重, ③戦争放棄の3点ですが, どう思えますか。

12' 天皇は象徴として規定されているが, どう思えますか。

現在( )

敗戦時( )

13. 「君が代」の歌の意味を知っていますか。

14. 「君が代」を学校教育の一環として歌うことをどう思えますか。

現在( )

敗戦時( )

15. 歴史上で, 好きな人物, 尊敬できる人物名とその理由

現在( )

敗戦時( )

16. 道徳教育とは何を教えるのだと思えますか。

現在( )

敗戦時( )

〔B〕教育を取りまく状況

アンケートをとったが小学生にはむづかしいこと等で利用しなかったので省略する。

アンケートの回収率は、未回収の美川小学校と中川小学校を除いて、小学生65名、中年層118名、高年層47名で、全体として79.2%であった。

国定教科書の変遷を『日本歴史』別巻1の「歴史教育の歴史」(松島栄一著)でみると、明治末年から昭和まで次のようなものがある。

- 『小学日本歴史』(1904年から1909年まで)
- 『尋常小学日本歴史』(1910年から1920年まで)
- 『尋常小学国史』(1921年から1933年まで)
- 『尋常小学国史』(1934年から1939年まで)
- 『小学国史』(1940年から1942年まで)
- 『初等科国史』(1934年から1945年まで)
- 『くこのあゆみ』(1946年から1947年まで)

よって、ここで関係してくるのは、『尋常小学国史』以降の国定教科書及び、現在の検定教科書である。

学校教育内容を知る上で、教科書は重要な手がかりであるが、個別訪問より明らかになったところをみると、昭和16年頃より科目としての授業より、軍事教育、軍事訓練、食料増産の手伝い等の記憶がほとんどであるので、この頃以降、教科書はあまり利用されていなかったようである。

では、具体的にアンケートの趣旨とその結果をどう見るかを明らかにしていこう。

#### 1) 現在の学校教育に対する認識

「現在の学校教育に対する不満」について、

小学生の場合、現在自分が教育を受けているわけだが、「不満あり」と明確に答えたものは16.9%と少ない。その内容には「もっと遊びたい」「宿題が多すぎる」「頭のいい人中心の授業はいや」「わかる授業にしてほしい」「休み時間が短い」「登校時間をおくらししてほしい」「先生と話す時間が少ない」等をあげている。中年層・高年層では「不満がある」と「不満がない」がほぼ同数であるが、

無回答が39.8%、49.4%と多い。中年層・高年層の不満の内容は類似しており、そのトップに「道徳教育の欠如」をあげている。これは、中年層では「不満あり」のうちの50%を、高年層では90%を占めている。この「道徳教育の欠如」という感想が、どのような実態に対して出されているかを個別訪問の解答を参考にしてみると、「言葉や動作、服装がハデになっている」「忍耐力、意志、がまんをすることが足りない」「義理人情が薄い」ということがあげられており、良くするために「子どもを甘やかさず、道徳で人間をつくっていけ」という要望となって表われている。この中年層・高年層の不満は、戦後教育の一面に対する批判とみてよいだろう。その反面、中年層の

表11-1-18  
現在の教育に対する不満

	不満がある	不満がない	無回答
小学生	16.9(%)	58.5(%)	24.6(%)
中年層	32.2	36.4	39.8
高年層	21.8	29.8	49.4

注) 小学生とは6年生であり(調査当時)、中年層とは1933年から1948年までに生まれた者を、高年層とは1915年から1929年までに生まれた者をさす。また無回答の中には「わからない」と答えた者も入れてある。

「不満」のうち26%は、戦前の教育を脱して進められた「教育の民主主義化」の不徹底な部分に対する不満である。これには「能力別編成」「教師と生徒との交流が少ない」「社会の真実が教えられていない」「国家統制が強くなっている」「高校が義務教育でない」「教育委員会・PTA」等に対する不満がある。

これから考えられることは、①小学生の場合比べるものはなく、自分が現在受けている教育に対して具体的な不満を示している。②高年層の場合比較的落ちついた時代に受けた教育で、現在の情勢の中でその影響を持続させている。③中年層の場合、道徳教育は強化されたが、動揺も激しい時代に義務教育を受けたので、その影響が持続している者と、打ち消されている者の両方がいる。④小学生の不満と中年層の不満のうちの後者とは因果関係をもつものもみられる。

#### b) 社会科に対する認識

「社会科とは何を教える教科か」についてどの世代でも、aの「43年小学校学習指導要領社会科」の示している目標が過半数を占めている。次に多いのがbの民間教育団体で出している目標である。

cの解答の中味には、小学生では「現代のことを知る」「郷土を知る」「日本の歴史を知る」「世の中のしくみやようす、国のことを知る」。中年層では「社会のくらし方、しくみを知る」「一般社会の常識を身につける」「日本の国の発展を知らせる」「社会の事情を知り、自分なりのそれに対する考えをしっかりとつ」。高年層では「住みよい世の中、楽しい世の中のできる修養」「社会に出て役立つ勉強をする」「民主主義の徹底」等がある。

小学生の場合、地理・歴史・政経を合わせた社会科を想像して、それらの知識の獲得を目標としてとらえている。中年層・高年層の場合は、修身・地理・歴史(後国史)等を合わせたものを社会科ととらえつつ、行動(生活)のための知識の獲得を目標としてとらえており、小学生が「社会の見方を養う」ものとして社会科を位置づけつつも、それらの知識が生活にどのように反映してくるかについてまで考えを深めていないのと対称的である。

#### c) 日本の歴史のはじまりに関する認識

表11-1-20 日本の歴史のはじまりの記述について

		a	b	その他	無回答
小学生	現在	43.1(%)	30.8(%)	0(%)	26.1(%)
中年層	現在	32.2	44.9	0	22.9
	敗戦時	61.0	26.3	0	12.6
高年層	現在	44.7	21.3	2.1	31.9
	敗戦時	46.8	8.5	2.1	42.6

(注) 現在とは現在どう思うかという意味で、敗戦時とは敗戦時、すなわち戦前の教育の影響下にあった時どう思ったかという意味である。

表11-1-19 社会科とは何を教える教科か

	a	b	c	無回答
小学生	52.3(%)	15.4(%)	20.0(%)	12.3(%)
中年層	61.0	22.0	9.3	7.7
高年層	53.2	12.8	12.8	21.8

注) a, b, cの内容については、「アンケートの内容」の所をみることに。

「日本の歴史のはじまりの記述」について、小学生は「日本のはじまりを神代のはじまりから書く」というaが43.1%、「考古学にもとづいた事実より書く」というbが30.8%となっている。中年層・高年層の場合、中年層が現在考えるのは「考古学にもとづいた記述のほうが多いが、他はすべて「神代のはじまりから書く」のほうが多い。更に、敗戦時には、中年層で61.0%、高年層では46.8%と高率で「神代のはじまりから書く」と解答している。史実としては、「考古学的に書く」べきであるのに、なぜ「神代のはじまりから書く」という答えのほうが多いのか。これには二点考えられる。その第1は、教科書における神話の復活である。その第2は、個別訪問の答えの中にあらわれている。その例として、「真実の歴史としては考古学的なものでいいわけだが、神代のはじまりから書くのは夢があっていいのではないか」「日本の神話は民話とともに、何らかの形で残して継承していきたい」といったものである。また「神代のはじまりから書く」という中に、戦前の「日本の歴史は神代から始まる」という意識が現在も根強く残っており、戦後の考古学、歴史学にもとづいた社会科への移行を承認しつつも、aのほうに心情的に支持をよせている。高年層が現在「神代の歴史から記述する」を44.7%の高率で支持していることに関して、割合は不明だが、戦前の教育の影響を受けつき、aに疑問を感じない部分と、bを支持しつつ心情的にaに支持を寄せている部分の両方があると考えられる。

d) 楠木正成と南北朝に関する認識

表11-1-2.1 楠木正成について

	知っている	知らない	無回答
小学生	50.8(%)	46.2(%)	3.0(%)
中年層	87.3	5.1	7.6
高年層	91.5	2.1	6.4

表11-1-2.2 南北朝正統論について

		南朝が正統	北朝が正統	どちらともいえない	無回答
小学生	現在	12.3(%)	13.8(%)	40.0(%)	33.9(%)
中年層	現在	11.0	5.1	46.6	47.3
	敗戦時	11.0	0.8	11.9	76.3
高年層	現在	19.1	6.4	34.0	45.9
	敗戦時	2.1	2.1	21.3	74.5

楠木正成について、小学生は知っている者と知らない者とが半分ずつである。ところが中年層・高年層では圧倒的に知っている。その中でも高年層は91.5%とほとんどの人が知っている。又知っている者に「楠木正成は何をした人か」という問いに、小学生は全員、具体的に何をした人かを知らない。それに反して中年層では「後醍醐天皇の時代の武将」「赤坂城・千早城にこもった人」「建武の新政に力をつくした人」「幕府をたおすたかひをした人」と認識しており、高年層は中年層の認識に「忠臣愛国の人」という認識がプラスしている。この三世代の認識の違いは、以後の13・14・15・16(アンケート番号)の調査でも表われている。

南北朝のどちらが正統かという間に小学生が「南朝が正統」12.3%、「北朝が正統」13.8%と似かよっているが、「どちらともいえない」が40%、無回答が33.9%となっており、「南北朝問題はどちらが正統ともいえない」という認識をもっているものが半分近くあるわけだが、南北朝時代を歴史認識としてとらえきれていないのだろう。これに比べて、楠木正成についてよく知っている中年層・高年層ではどちらも現在「南朝が正統」という答えが、「北朝が正統」という答の2倍ないし3倍を占めている。ただし、両者とも「どちらともいえない」が46.6%、34.0%と大勢を占めていることには変わらない。

(5) 太平洋戦争等に関する認識

「太平洋戦争はなぜおこったか」「広島・長崎に原爆の落とされた日はいつか」「原爆はなぜ落とされたか」「日中中立条約の破れたわけは何か」等は、第二次世界大戦時の状況をどのように理解しているかの調査である。

残念ながら小学6年生は、学校教育でまだこの時期まで学習していないので無回答が大変多い。また高年層は、この1930年代頃には義務教育を終了しているわけで、国内の新聞・ラジオから流される報道等での知識が、当時の認識であり、現在は、それを基盤として、その後のマスコミの影響より成りたっている。中年層はまさに1930年から1945年頃に義務教育を受けた世代である。以上のことを考慮に入れつつ、まず「太平洋戦争はなぜおこったか」についてみてみよう。

表 11-1-23 太平洋戦争はなぜおこったか

		日本の野望	外国の野望	国と国との対立	その他	無回答
小学生	現在	6.2(%)	1.5(%)	7.7(%)	3.1(%)	81.5(%)
中年層	現在	12.7	6.8	8.5	6.8	75.2
	敗戦時	16.1	4.2	4.2	2.5	77.2
高年層	現在	17.2	8.5	8.5	12.1	87.9
	敗戦時	6.4	5.2	0	5.2	83.0

解答は無回答がだんぜん多く70~80%となっている。このことは当時も現在も、太平洋戦争のおこったわけをつかんでいないことを意味する。何らかの解答を出しているものについてみると、どの世代も「日本の野望」と答えた者が多い。「野望」という中には、一番多い「大東亜共栄圏の樹立」と「外国への侵略」と「軍国主義の早計」を含む、つまり、野望といっても、「侵略・植民地政策」と指摘しているものと、「東洋の平和のために」と答えているものと「一部軍人のいきすぎ」という三種類がある。「外国の野望」ととらえている者には、「外国の経済封鎖」と「米英の侵略」をあげている。「国と国との対立」とは、言葉どおり「国と国が対立して戦争になったんだ」ということで、その原因にまで言及していない。その他の中では「人と人が信じあえなかった」「感情対立」というものが主なものである。

敗戦時には、「大東亜共栄圏樹立」と答えている者が多いが、「軍国主義」「日本の侵略」「不景気の活路を求めため」の解答もごく少数あり、当時の政府の教育政策・情宣が末端まで確実に浸透していない部分があることを示している。

表 11-1-24 広島・長崎に落とされた原爆について(時)

	広 島			長 崎		
	知っている		知らない	知っている		知らない
	正 解 答	誤 答		正 解 答	誤 答	
小学生	67.7(%)	9.1(%)	23.2(%)	58.5(%)	9.1(%)	32.4(%)
中年層	75.4	11.9	12.7	63.4	15.3	21.3
高年層	57.4	8.5	34.1	55.3	2.1	42.6

(注) 時を知っている者に対しては、具体的に年月日、時刻を書いてももらったところ

正解答の者と誤答の者の両方がいたので、上のような表として現わした。

「広島・長崎にいつ原爆が落とされたか」では、「知っている」人が多く、広島については小学生で67.7%、中年層で75.4%、高年層で57.4%となっている。長崎の場合、少し、知っている人の割合が下がるが、ほぼ広島と同じ傾向を示している。小学生は正式に歴史として学習しているわけではないが、「知っている」者が多いのは、矢掛の平和教育の前進とマスコミによる報道が考えられる。このことは、中年層・高年層の声として「自分達が体験したわけだが」その当時は、矢掛での生活に精いっぱい、ずっと後になって意識のぼりはじめた」という意見からもうかがえる。(この項目について、矢掛中学校3年生4名、矢掛高校2年3名に調査したところ、「どちらか一方でも知っている」のなら全員であった)。

表 11-1-25 原爆はなぜ落とされたか

		a	b	c	無 回 答
小学生	現 在	16.9(%)	46.2(%)	16.9(%)	20.0(%)
中年層	現 在	19.5	52.6	3.4	24.6
	敗 戦 時	20.3	6.8	0	72.9
高年層	現 在	14.9	38.3	4.3	46.5
	敗 戦 時	2.1	12.7	4.3	80.9

(注) a. b. cについては、最初のアンケート内容のところ参考

「原爆はなぜ落とされたか」の問いに、現在では、bの「戦後の日本支配の主導権をアメリカがにぎることと、核兵器の人体におよぼす影響を調査するため」が、小学生で46.2%、中年層で52.6%、高年層で38.3%と多い。

敗戦時には、無回答が多く、中年層で72.9%、高年層で80.9%を占めている。これは、自分達の生活圏のことで精いっぱいであったという者と、当時どのように考えていたかを忘れている者と両方あるだろうが、ここでは区別はつかない。

表 11-1-26 日ソ中立条約の破れたわけは何か

	ソ連の一方的破棄	日本の侵略のおそれ	ヤルタ会談の実行	その他	無 回 答
小学生	9.2(%)	0	0	0	90.8(%)
中年層	7.9	3.1	5.9	0	83.1
高年層	12.8	2.1	6.5	4.0	74.5

日ソ中立条約の破れたわけについても、「原爆はなぜ落とされたか」という問い以上に無回答が多く判断しかねるが、高年層では「ソ連の一方的条約破棄」が12.8%と多く、中年層でも「ソ連の一方的条約破棄」は7.9%で第1位を示している。一方「日本の侵略のおそれ」と答えた人は、小学生では0、中年層では3.1%、高年層では2.1%と少ない。この原因は当時からの宣伝とで、現在の教科書の記述（「ソ連の一方的条約破棄」的表現である）との両者が考えられる。

表11-1-28 日本が占領され独立を失なったことがあるか

	ある	ない	無回答
小学生	29.1(%)	20.0(%)	50.9(%)
中年層	35.9	19.5	44.6
高年層	36.2	12.8	51.0

注) 無回答の中には、「わからない」と答えたものも含まれている。

「日本が占領され独立を失なった時があるか」という調査は、第二次世界大戦の決算として、敗戦占領がおこなわれたことに対する認識の調査です。結果はどの層も「ある」のほうに29.1%、35.9%、36.2%（小学生より順に）と多いが、「無回答」「わからない」「なし」をあわせると、70.9%、64.1%、63.8%と、「ある」の倍近くになっている。これは教科書の記述をとっていても「戦争をやめる」「戦争が終る」「敗れる」と三種類の記述をしており、又「管理」と「占領」の二種類の記述をしている中で、授業を通して、はっきり敗戦であり、占領時代があったという認識を育てられないのではないだろうか。

f) 「憲法」等に関する認識

表11-1-28 砂川闘争、安保闘争を知っているか

	知っている	知らない
小学生	0(%)	100(%)
中年層	45.8	54.2
高年層	22.2	77.8

表11-1-29 日本国憲法の内容について

	知っている	知らない
小学生	3.1(%)	96.9(%)
中年層	45.8	54.2
高年層	36.1	63.9

表11-1-30 表11-1-29の「知っている」人の意識

	良い	悪い(不満)	無回答	計
小学生	1名	0名	1名	2名
中年層	37名	9名	8名	54名
高年層	11名	6名	6名	23名
計	49名	15名	15名	79名

「砂川闘争・安保闘争を知っているか」「日本国憲法の内容を知っているか」「象徴天皇をどう思うか」等は、憲法にかかわる問題について、どうとらえているかという調査である。

「憲法」について小学生は学習しておらず96.9%が知らないと答えたが、矢掛中3年の4人についてみると「知らない」と答えた者が1名、「ながめた程度でも覚えている」と答えたものが3名である。小学6年の憲法学習の内容がまだ定着されているとはいいがたい。ただし、憲法の三つの特徴を示したところ、全員「良い」と答えている。中、高年層についてみると、高年層のほうが憲法に不満をもっている人の割合は大である。この内容には、3本の柱があり、このうち「象徴天皇についてどう思うか」という質問である。この質問にも、小学生で64.6%、中年層で51.7%、高年層で42.6%と無回答が多い。次に多いのは、「良い」で、小学生で20.0%、中年層で41.5%、高年層で46.8%となっている。「悪い」（不満）の意味は「象徴天皇ではダメだ」というのと「天皇の規定は不必要である」と「気の毒である」というのがある。このうち「象徴天皇ではダメだ」というのは中、高年層にあり、「気の毒だ」というのは中年層のグループの人が敗戦時に感じたものである。

表11-1-31 象徴天皇をどう思うか

		良い	悪い(不満)	無回答
小学生	現在	20.0(%)	15.4(%)	64.6(%)
中年層	現在	41.5	6.8	51.7
	敗戦時	11.9	7.6	80.4
高年層	現在	46.8	10.6	42.6
	敗戦時	8.5	8.5	83.0

現在「良い」と答えている人が、中年層で41.5%、高年層では46.8%を示しているが、敗戦時には、11.9%、8.5%と低率である。これは当時それまで「神としての天皇」が「象徴」に激変したことにとまどいを感じた結果であろう。このことは個別訪問でも聞かれることだが、「良い悪いというより、気の毒だ」というのにあらわれている。

8) 「君が代」に関する認識

表11-1-32 「君が代」の歌の意味について

	知っている	知らない
小学生	29.1(%)	70.9(%)
中年層	70.3	29.7
高年層	59.6	40.4

注) 知らないの中には無回答も含む

表11-1-33 「君が代」を学校教育の一環として歌うことについて

		よい	悪い	どちらでもよい	無回答
小学生	現在	4.0(%)	3.1(%)	3.1(%)	53.8(%)
中年層	現在	56.8	6.8	0	36.4
	敗戦時	28.0	0.8	2.5	68.7
高年層	現在	76.6	2.1	2.1	19.2
	敗戦時	23.4	2.1	0	74.5

「君が代の歌の意味」と「君が代を学校教育の一環として歌うこと」についての調査である。「君が代」の歌の意味について、1936年版国定修身科に「我が天皇のお治めになる此の御代は、千年も万年もいやいつまでも続いてお栄えになるようにといふ意味で」と記されており、文部省は1958年学習指導要領に「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には」「君が代を斉唱させることが望ましい」と説明している。調査の結果は、小学生の場合は70.9%のものが歌の意味を知らないが、学校で歌うのがよいと答えているのが40%ある。これは学習指導要領にもとずいて、実際歌っているところからあらわれたのだろう。現在、中年層は歌の意味をよく知っており、56.8%が、高年層では76.6%が「歌ったらよい」と答えている。歌の解釈は、ほぼ1936年国定修身教科書にもとずいているが、これは天皇主権をほめたたえた内容である。国民主権の憲法をもち、それを承認しつつ、一方では天皇主権をとらえた歌を学校教育で歌うことに賛成するという矛盾がある。これは前にも述べたとおり、憲法意識は広まったとはいえ、まだ定着しきれていないことと、「君が代」は国歌だと考え、「国歌なら学校で歌うべきだ」という積極論と、「今まで歌ってきたいい歌だから」という消極論とがある。

h) 「歴史人物に対する興味」に関して

表 11-1-34 「歴史上、好きな人物、尊敬できる人物がいるか」への解答率

	小学生	中年層		高年層	
	現在	現在	敗戦時	現在	敗戦時
尊敬する人がいる	52.3(%)	33.9(%)	16.9(%)	29.8(%)	8.5(%)
〃 いない	47.7	66.1	83.1	70.2	91.5

注) 「いない」という答の大半は無回答である

表 11-1-35 歴史上で好きな人物、尊敬できる人物名

	小学生	中年層		高年層	
	現在	現在	敗戦時	現在	敗戦時
聖徳太子	10名	4名	1名	名	1名
豊臣秀吉	4	4	3	2	1
野口英世	3	4	1		
織田信長	4	1			
湯川秀樹	2				
徳川家康	2	3		1	
芥川龍之介	1				
ナイチンゲール	1				
田中角栄	1			1	
杉田玄白	1	1			
源義経	1				
源頼朝	1				
夏目漱石	1				

	小学生	中年層		高年層	
	現在	現在	敗戦時	現在	敗戦時
吉備真備	1名				
伊能忠敬	1	1			
宮沢賢治	1				
ノーベル	1				
楠木正成	1	1	1	2	1
紫式部	1				
松尾芭蕉	1				
清水宗治	1				
西郷隆盛	1	1		2	
先 生	1				
日 蓮					
シ ャ カ					
明治天皇		1	1		
大石蔵之助		1			
二宮 尊徳		1		3	
前野 良沢		1			
吉田 松蔭		2			
日蓮大聖人		1			
水戸 光圀		2	2	2	
板垣 退助		3			
良 寛		1			
吉田 茂		1		1	
片山 潜		1			
小林多喜二		1			
山内和豊の妻		1			
ケネディ		2			
リンカーン		2			
福沢 諭吉		1	1		
徳川 吉宗		1	1		
犬養 毅		4	2	1	
東条 英樹			1		1
山本五十六			1		
軍 人			1		
坂本 竜馬			1		
高杉 晋作			1		
マッカーサー			1		
天 皇			1		
新井 白石				1	
伊藤 博文				1	

	小学生	中年層		高年層	
	現在	現在	敗戦時	現在	敗戦時
乃木大将				1名	名
弘法大師				2	
北条時宗				1	
小川太郎					1

(注) 1人が2名以上答えた場合もある

「歴史上で好きな人物・尊敬できる人物の有無とその理由」に関する調査である。

小学生では上位に豊臣秀吉、織田信長、徳川家康がいるものの、他は学者や文化人などをその業績や性格を通して支持している。これは現在の矢掛の小学校教育の重点課題が戦前のように道徳的に行いのみで判断するというより、業績について多く取りあげる結果の反映だろう。

中年層では犬養毅、聖徳太子、野口英世、徳川家康、板垣退助が上位にあり、特に政治的手腕と自由を求めた人への支持が高い。

高年層では、二宮尊徳をトップに、楠木正成、豊臣秀吉、西郷隆盛、水戸光圀、弘法大師が上位にあり「道徳性」への支持が高い。小年層・中年層・高年層ともに、豊臣秀吉への支持が高いがその理由として「百姓を助け天下を統一したから」という回答がいくつかあった。豊臣秀吉の政策は百姓をきびしく収奪するとともに、反抗をふせぐための刀狩りを行なうなど、徹底的におさえつけることにあったわけだが、このようなことが正しくとらえられていない。小学校の教科書では、上記のことは簡単なところは記述されているところを見ると、マスコミ等からの、一部誤った秀吉の像の影響を受けているのではないか。

い) 「道徳教育は何を教えるのか」に関する認識

表11-1-36 「道徳教育とは何を教えるものか」に対する解答率

	小学生	中年層		高年層	
	現在	現在	敗戦時	現在	敗戦時
何らかの回答を出した者	52.3%	52.6%	77.1%	44.7%	73.5%
わからない	0	3.4	1.7	6.4	2.1
無回答	47.7	44.0	21.2	48.9	24.4

「道徳教育とは何を教えるものだと思いますか」という調査では、小学生は「実践的な市民道徳」「現在守るべき社会のルール」を教えるものだとしている。中年層は、現在では「礼儀作法」「社会生活をおくっていく上での知識・秩序・生活指導」を教えるものだとし、敗戦時には「国を愛し、祖先を大切にす忠孝を教えるものだ」と回答している。高年層では、現在では、「人の道」を教えるというのが圧倒的に多く、敗戦時には、「礼儀作法、日本精神を教えるものだ」と回答している。これらは、小学生は現在の道徳科で扱われる項目を反映しており、中・高年層では、国史及び修身でなされていたものを道徳教育ととらえている。

(10) 以上の事より、次の3点の事が認められる。

まず第一に、小学生は「現在の学校教育に対する認識」や「南北朝正統論」や「君が代を学校教育で歌うことについて」や「歴史上好きな人物もしくは尊敬する人物」や「道德教育」に関する認識などからみると、知識的には教科書の教育内容をほぼ忠実に得ているが、学校教育に対して、なんらかの不満をだしている。この不満は、(1)でわかるように具体的なものへの不満として、現在の教育政策に根をもつものだろう。

第二に、中年層は昭和前期に義務教育を受けたグループだが、「現在の学校教育に対する不満」や「日本の歴史のはじまり」に関する記述に特に見られるように、義務教育の影響も残っているが戦後の体験やマスコミなどを通じて得た知識も自分の中にとり入れている。

第三に、高年層は、大正時代に義務教育を受けたグループだが、「現在の学校教育に対する不満」の内容の具体的な解答の9割が道德教育の欠如をあげていることや、「日本の歴史のはじまり」で敗戦時も現在も「神代の歴史の記述からはじまる」と答えたほうが圧倒的に多いことなどにみられるように、多くの戦争を通過して現在に至るまで、義務教育の影響がかなり残っている。

(宮本好利子)

## 2. 社会教育

### (1) 公民館活動

ますます多様化する社会の中で、今や社会教育は、生涯教育の場として重要な位置をしめしてきている。

現在の社会教育をみていく前に、矢掛町、美川村、三谷村、川面村、山田村、中川村が合併されていなかった昭和29年以前の社会教育の変遷を三谷村に例をとってみることにする。

#### 小田郡三谷村公民館設立よりの経過

昭和22年11月22日、新憲法発布記念公民教育施設として、三谷村に公民館を設置することを企画し、その準備委員会が開催された。昭和23年2月、開館式が行なわれ、10月には三谷村初の全村体育会が開催された。昭和25年2月7日には、公民館運営規則も制定され6つの事業部—教養・産業・体育・厚生・調査・生活科学—と、12の事業連絡機関(村内を12に分け12分館設置)が設けられた。その内容は、「実際生活に即する教育・学術・文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進・情操の純化を図り生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」を目的とした。特に生活改善の問題を取り上げ冠婚葬祭の簡素化及び生活の合理化に徹底的運動を開始し移動文化講座 etc 各種講座の開設、村民の集いを開催し、農村振興対策計画樹立に努めるなど、積極的運動を展開してきた。

昭和26年6月12日に岡山県実験公民館に指定された。この時に公民館事業の中へ村報道委員会を吸収した。従来の調査部を報道調査部とし、体育・厚生を2部を合併し、教養・産業・体育厚生・報道調査・生活科学の5部を編成し、下部組織としての12分館を9分館に統合した。

昭和27年1月、岡山県中央図書館において巡回自動車文庫が開設された。この時三谷村も巡回

村に選定された。同年3月、実験公民館としての、最初の公民館研究発表会が開催された。同年6月、再び岡山県より実験公民館に指定された。この時の講座開設時間は、112時間で講師の数は14人であった。そして昭和28年4月における第一期講座の全課程修業者は106人であった。

昭和27年9月、小田郡初の英霊供養燈籠流しが行なわれた。また公民館主催として、最初の納涼盆踊り大会が開催された。また同年10月には、画期的教育改革が行なわれた。つまり地方教育委員会が選出され11月には公民館が村長の管理から、教育委員会の管理下へと移っていったのであった。表11-2-2

昭和28年1月、再び、岡山県自動車文庫の巡回町村として指定された。同年4月には、公民館運営審議会など、公民館各役員の満期による再選の際、あらたに教育委員をその中に加えた。〈表11-2-3〉。またこの同じ4月、一報道調査部は、従来より発行の月例報道誌の他に、緊急報道に一段と機能を発揮する村内放送施設を計画した。そして経費57万円、出力250kwの11個のスピーカーをもつ村内放送施設が6月に完成した。

昭和28年7月、社会教育特別研究町村として再び指定された。直に運営審議会を開催し青年学級運営委員の直接機関として、青年学級運営委員会を設立した。また従来の青年学級をあらたにクラブ組織とし、茶道(表・裏千家)・華道・詩歌・書道・珠算・農業の6クラブを設け、他に社会科を必須科目とした。表11-2-1。別に婦人学級として生活改善・料理研究2クラブを設け表11-2-1、農繁期1ヶ月を除き、4月まで毎週5日及至6日、1日、1時間から4時間の青年学級を開設した。同年10月に、三谷村中央公民館が完成した。また12月には、県教育委員会の指定により、本郡最初の移動公民館をむかえた。

昭和29年1月、三たび自動車文庫巡回町村として指定され、また同年第2回公民館研究発表が開催された。

表11-2-1 ① 青年団青年学級機構

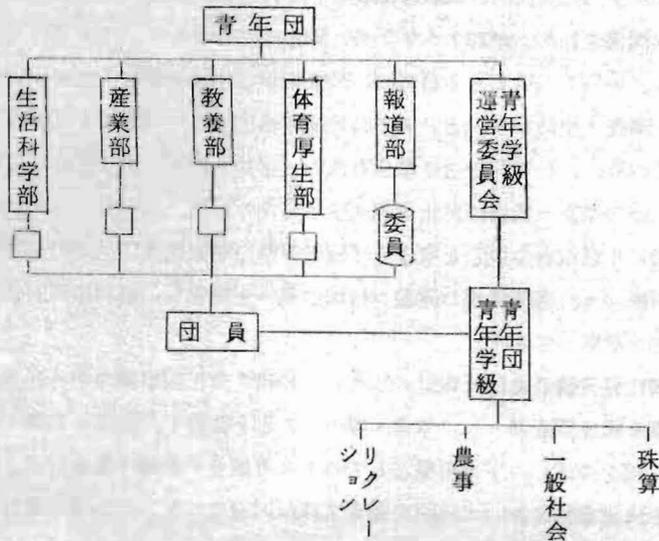
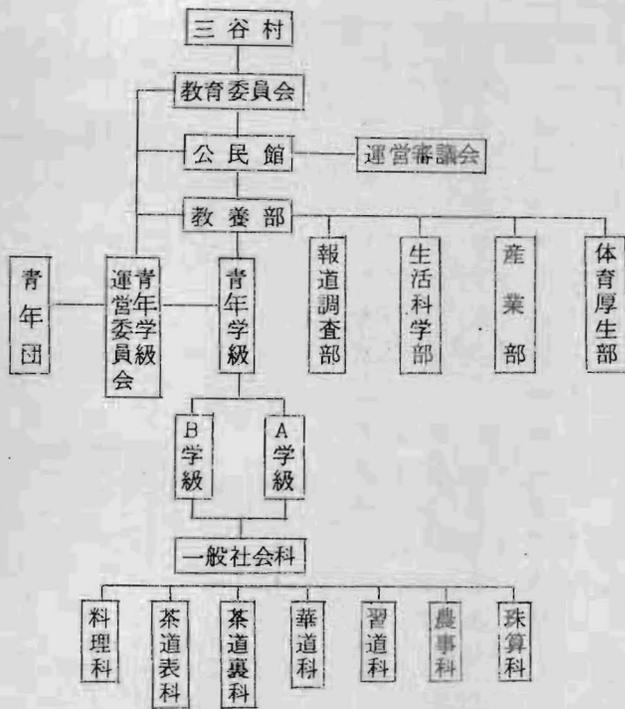


表 11-2-2 ② 青年学級機構 昭28年9月以降

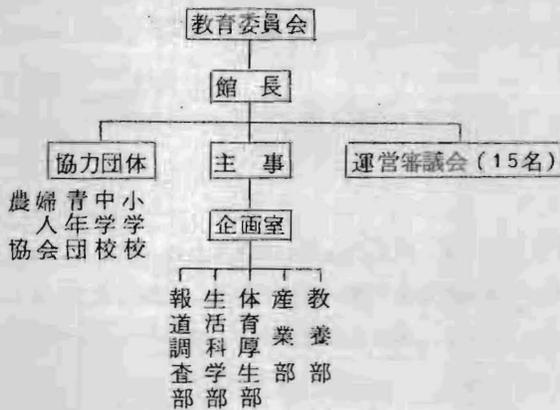


月例行事，定例行事をまとめると次の如くである。

<月例行事> 機関誌「三谷のいづみ」発行 映画鑑賞会開催

<定例行事> 産業講習会・全村水泳大会・全村運動会・料理研究会・敬老会  
燈籠流し・納涼盆踊り大会など

表 11-2-4 小田郡三谷村公民館運営組織機構  
(公民館概況 昭和29年1月より)



昭和28年の三谷村公民館運営組織ならびに機構をまとめると

表 11-2-4 のようになる。

公民館役職員は館長(村長)1名，副館長(教育委員)1名，主事(小学校校長)1名，書記(村収入役，村書記)2名となっている。昭和28年4月改選にされ，教育委員がメンバーに加わった運営審議会構成委員15名の内わけは，表 11-2-5 に示す様に，中学校，消防団，青年団，婦人会

表 1 1 - 2 - 3

運営審議会構成議員 (15名)  
(公民館概況より)

部別並に役職	年令	職業経歴
運営審議会委員長	45	中学校長
主事	49	小学校長
体育厚生部員	39	消防団長
体育厚生部長	24	青年団長
教養部員	24	青年団副団長
生活科学部長	52	婦人会長
教養部員	52	婦人会副会長
館長	52	村長
副委員長	46	村議会議長
報道調査部長	43	村議会副議長
産業部長	47	農協参事
教養部長	46	民生常任委員
報道調査部員	56	農業委員
//	52	教育委員
副館長	54	//

および学識経験者からなっている。任期は2年である。

では次に現在の社会教育活動を、公民館活動と青年団、婦人会に例をとってみることにする。

公民館活動

昭和47年度の矢掛町社会教育の基本方針は「前年度に引き続き社会教育総合推進事業を基盤として、明るい地域づくりを目的とする学習グループ活動を促進し、グループの自主的活動を推進することにより、地域住民の連帯感を高揚し、地域課題の解決をはかることができる住民組織の確立を促進する」ことである。基本方針の中にみられるように、矢掛町は、昭和46年度から2年度、県教育委員会から社会教育推進地区の指定を受け「地域づくりにとりくむグループ活動」を主要テーマとして、この事業と取り組んできた。

そのことについては、社会教育主事の多賀氏が矢掛町婦人会報「蘭」に寄せられた文によって概略がつかめると思う。以下はその抜粋である。

1.<事業の目的> 社会のめまぐるしい変革により、町民の生活が大きくかわったことによる中央での学習会参加者の激化、地区公民館の学習組織の不備、住民の不満、問題の増加があるにもかかわらず、これを解決に導く場が無いので、心身ともに健康で豊かな人づくり町づくりを進めるために、よい社会教育の手立を確立したい。

〈事業の概要〉 初(46)年度では、全地区対象に住民意識実態調査、モデル地区の指定、モデル地区の細密調査(学習の要求度などを中心に)、分館総合発表会、町中間発表会等を行ない、47年度では、モデル地区の事業推進に力点をおき、公民館協力員会の結成、分館専門部制度の確立、先進地視察、公民館建設運動の展開、大字別協議会の発足、総合発表会開催等。

〈事業の成果〉

- ①公民館分館体制の確立
- ②社会教育活動と場の必要性から分館、公会堂の建設運動にまで発展
- ③専門部制によって、地域の諸問題を解決する組織ができた。
- ④公民館活動は自主的という認識から、会費制による活動が具体化しつつある。

〈反省〉 成果のほか学習活動の活発化ができたが、今後のモデル地区の具体的な取り組み方が大きな課題で、全町に実現するにはかなりの時日と町民の熱意と努力が望まれる。

〈今後のとりくみ〉

- ①グループ活動の充実
- ②学級グループの連携促進
- ③部活動内容の理解と指導強化
- ④分館総合発表会の開催奨励
- ⑤分館と学級グループの交換会開催の指導

このことによっても、矢掛町の社会教育に対する意気込みが並々ならぬものであることがわかる。次に昭和47年度社会教育の重点目標をみていく。

(矢掛町教育委員会発行の矢掛町社会教育の概要より)

〈重点目標〉

1. 社会教育指導体制の確立

社会教育活動の充実振興を期するため、委員、指導者の各種研修への積極的参加をはかり、指導組織、陣容を強化して、住民の要求にこたえられる指導体制づくりに努める。

- ①各種委員の改選にともない、委員活動の強化
- ②社会教育指導員の設置
- ③民間有志指導者の養成と資質の向上
- ④施設・設備の整備促進

2. 各世代に応じた社会教育事業の推進

生涯教育の重要性にともない、各世代の要求にもとづく学習活動、団体活動の促進をはかり、子どもの健全育成、地域の連帯感の醸成、現代社会に対処できる住民の養成につとめる。

①青少年の健全育成の推進

ア. 学校(校庭)開放事業の促進

イ. 少年団リーダーの連絡提携の推進

ウ. 青年団活動の促進

②成人教育の充実

ア. 地域に即したグループ活動の推進

イ. 学習グループの自主的運営の促進

3. 社会教育の普及

社会教育に対する住民の理解と認識を深め一層の啓発を行うため、視聴覚教材、放送番組等の利用を促進する。

①視聴覚器材の利用促進

②放送利用教育の促進

③広報活動の推進

4. 民主教育の推進

すべての人間が、人間としての生きがいを感じることができる社会の形成をめざして人間解放教育を推進する。

①民主教育推進協議会の充実促進

②学習の場の利用による民主教育の充実

③民主教育指導者研修の推進

5. 社会体育の充実

ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるような体育祭競技会、スポーツフェスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施し、かつ団体その他の者がこれらの行事を実施するよう努める。

①スポーツ、レクリエーション団体の組織の強化

②スポーツ、レクリエーションの普及と充実

6. 芸術文化の振興

住民に芸術文化について認識させ、創造、鑑賞の喜びを波及すると共に、先祖の遺産である文化財の保存活用に努力する。

①町誌編さん体制の確立と、資料の収集

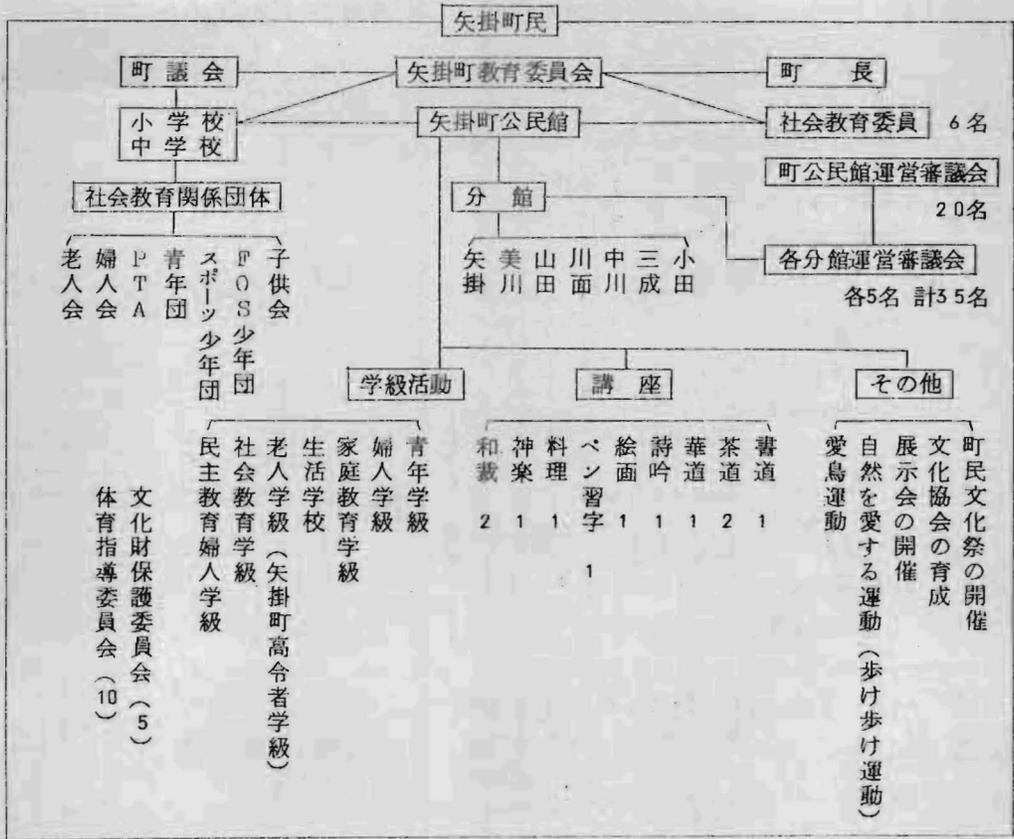
②文化財保存事業及び調査事業の推進

③文化財活用の推進

社会教育の組織・機構

では次に、矢掛町社会教育の組織・機構をみていくことにする。(表11-2-6.)

表 11-2-6 矢掛町公民館の組織



注) 矢掛町社会教育の概要昭47年度を参考作成

表 11-2-7

矢掛町公民館運営審議会構成員(昭45)

1 婦人会長	11 農協専務
2 婦人会副会長	12 文化財保護委員
3 老人会長	13 町企画課長
4 子供会連合会長	14 三谷分館長
5 PTA代表	15 分館主事代表
6 民生委員	16 矢掛町小学校長
7 交通安全協会	17 美川小学校長
8 体育指導委員	18
9 青年団教養部長	19 } 議会代表
10 商工会専務理事	20

社会教育委員は6名で、その内わけは、委員長、副委員長が学識経験者で、残り4名の委員は、商工会長、婦人会長、青年団長、学校長となっている。次に町公民館運営審議会構成員20名をみていくと次の如くである。分館運営審議会は、矢掛分館、美川分館、山田分館、川面分館、中川分館、三成分館、小田分館からそれぞれ5名ずつ、計35名で構成されている。

次に矢掛町公民館で開かれている、各種学級活動をみていくことにする。学級活動は

(表 11-2-8) にしめす如くである。そ

の中で、昭和47年度矢掛町婦人学級の活動状況をみると、町で実施した3学級の1つ、中央婦人学級は、婦人団体幹部の役割、グループの学習の仕方、話し合いの仕方、消費生活の表裏、人

表 11-2-7 矢掛町公民館学級活動(昭47) 矢掛町社会教育の概要参考

	青年学級	婦人学級	家庭教育学級	生活学級	老人学級	社会教育婦人学級
講座数	6	12	14	1	1	2
学級数	企業内青年学級 2 職業 // 1 地域 // 3	中央婦人学級 4 地域 // 10 姑 // 1	幼稚園学級 3 保育園 // 4 小学校 // 7		450名	
年間回数		8-10回	6-10回	7回	10回	8回
対象	(企業) 芦の会 木尾田モスリン (職業) 理美容青年 (地域) 中央青年 青年文化教室	婦人幹部 1 地域婦人 10 中高年婦人 1	幼児をもつ母親 7 児童をもつ父母 7	婦人有志	町内老人有志	部落に居住する婦人
会場		福 社 会 館 部落公会堂 etc	各幼稚園 保育園 小学校	福祉会館	福祉会館	大仁五公会堂 寺 迫 //

間関係づくりと交際、心の健康管理について、82人が学習した。地域婦人学級は学級数が10、生徒数312人で出席率90%以上という学級もあった。内容は、家庭の健康管理、隣人と打ちつけて話せる人間関係づくり、日常の礼儀作法、家庭で喜ばれる料理実習、青少年の健全育成などである。姑学級では、孫の教育、嫁の立場・姑の立場、中年後の健康、テレビの見方、しあわせな姑の生き方、中年婦人の役割などについて101人の人が勉強した。以上の三学級の他に婦人会と関係をもつ生活学級では100人ほどの生徒数で、暮しと計量、農薬の危険性、家庭燃料について、繊維の見分け方、冷凍食品の扱い方について学習した。

以上みてきたように、その内容も実際生活と密接な関係をもつような興味あるもので構成されているのでかなりの出席率を示していることは、大変素晴らしいことである。

では次に、これらの社会教育活動を行っていくのに必要な社会教育費はどのようになっているだろうか。

#### 社会教育決算の変遷

表11-2-9から、社会教育費は多少の変動はあるけれども、年々増加しているといえる。この傾向は社会教育活動にとって大変素晴らしいことだといえる。特に46、47年の増加は目をみはるものがある。これは前にも述べたように、社会教育総合推進事業の結果である。

表 11-2-9 矢掛町社会教育費の変遷

(歳入歳出決算書より)

年度	社会教育費	公民館費	社会教育総務費	備 考
29	1,545,495	1,228,150	/	細項目に分類されているので、ここでは省略する。
30	1,239,115	610,830		
31	1,374,249	679,230		
32	1,548,810	691,680		
33	2,154,250	901,140		
34	2,437,000	931,400		
35	1,396,800	825,900		
36	1,740,000	1,186,000		
37	1,878,000	1,204,000		
38	1,741,000	1,214,000		
39	3,380,650	722,000	1,283,000	39年~42年度にはこの他に女子専門学院費、保健体育費が含まれているが省略する。
40	3,544,000	835,843	1,489,157	
41	3,951,000	964,000	1,446,000	
42	3,088,000	1,093,820	1,994,180	
43	3,479,400	1,307,512	2,171,888	
44	4,954,850	2,336,456	2,618,394	
45	5,621,591	2,679,553	2,941,038	
46	7,755,620	3,311,700	4,443,920	
47	10,007,000	3,717,000	6,290,000	

次に社会教育施設、設備をみていくことにする。

社会教育施設・設備

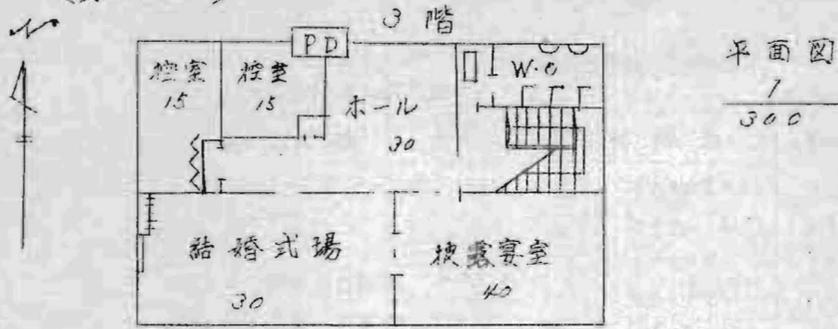
社会教育総合推進事業で、47年度には公民館建設運動の展開とあげられているように、公民館として独立の建物はなく、目下矢掛町福祉会館をそれにあてている。

福祉会館は昭和44年5月15日に竣功されたもので、矢掛町矢掛3027番地の4にあり、敷地面積1,535.6㎡、建築面積586.918㎡で、本館は鉄筋コンクリート3階建、会議棟は鉄筋コンクリート平屋建となっている。図11-2-1はその平面図である。施設の概要は<表11-2-10>に示す如くである。

表 11-2-10 矢掛町福祉会館施設概要

一 階	(㎡)	一 階	(㎡)	二 階	(㎡)	三 階	(㎡)
事務室	48.3	宿直室	12.0	図書室	48.3	披露室	395.8
館長室	20.65	調理実習室	49.5	第1相談室	29.5	結婚式場	489.3
老人室及浴室	21.0	玄関ホール	56.5	第2相談室	20.65	新郎控室	103.3
大ホール	228.0	倉庫	12.0	講習室	619.5	新婦控室	162.3
機械室	36.0	W・C	16.9	湯沸室	5.2	新ホ	171.5
湯沸室	4.5			W・C	15.12	湯沸室	5.2
						W・C	15.12

<表11-3-9>



平面図  
1  
500

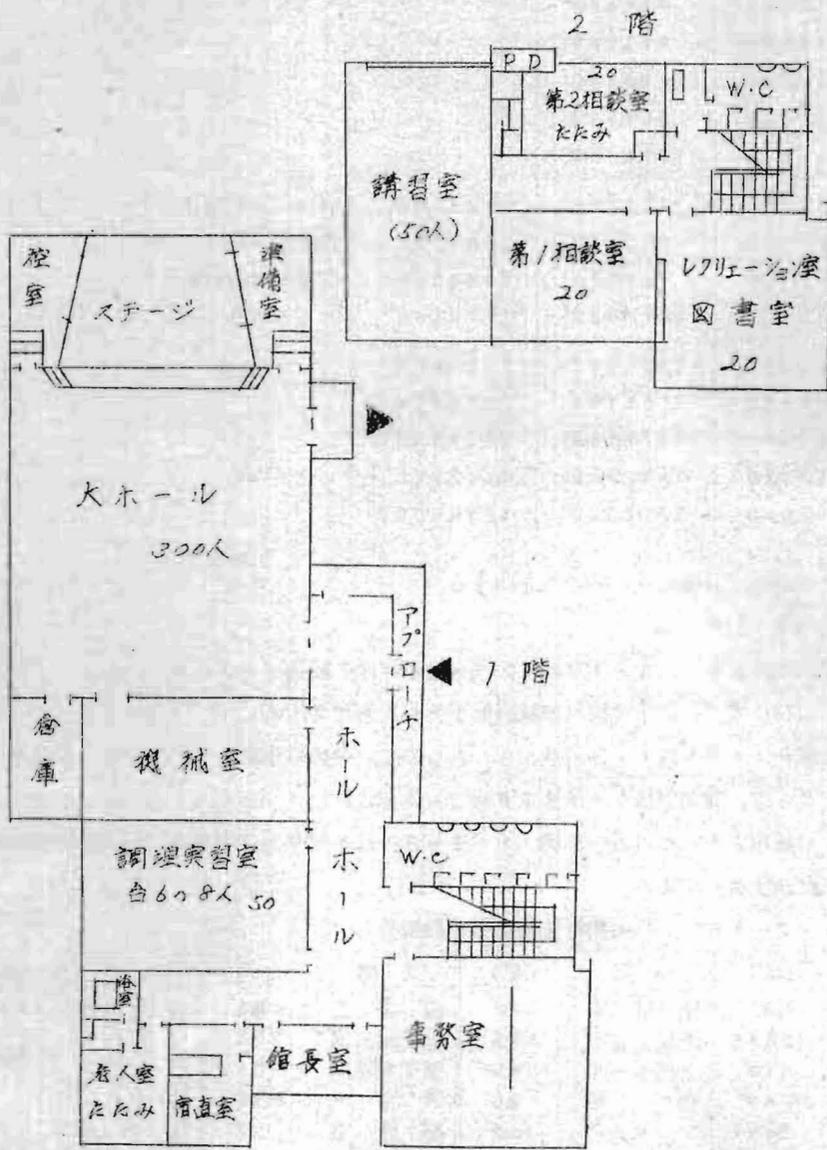


図11-2-1 矢掛町福祉会館平面図

調理実習室には、8人がけの生徒用の台6つと教師用の台1つがおかれている。1階の大ホールには約300人、2階の講習室には約50人、第1、第2の相談室にはそれぞれ約20人、20人がはいれ、3階の結婚式場には約30人、披露宴室には30人、控室には、15人入れるようになっていいる。また老人室と第2相談室はたたみがひかれている。

次に公民館（福祉会館）の設備であるが表11-2-11に示す如くである。

最後に広報についてであるが、昭和30年頃から「明るい矢掛」という教育委員会発行の広報誌が発行されていたが、予算の関係から、また仕事量の増大で人員不足により昭和44年に中止になった。現在は町の企画課編集の広報「やかげ」に記事を提供してPRを行なっている状態である。

次に各種社会教育団体については、青年団と婦人会に例をとってみることにする。

(四) 青年団

明治38年に大字単位で結成された青年団が大正8年には町村単位となった。この頃の青年団を三谷村で見てみる。

大正8年4月、村内の東三成青年団と横谷青年団を合併して三谷村青年団と称し、三谷村を活動範囲とした。東三成を第1分団、横谷を第2分団として、各分団を5支部に分け、分団には、分団長(1)、副分団長(2)、幹事(4)、支部には、支部長(1)、副支部長(1)をおき、本団には、団長(1)、副団長(2)、理事(4)、評議員(18)をおき、副団長は分団長、理事は副分団長、評議員は幹事、支部長をもってこれにあて、国家的精神の涵養・体力の練磨・勤儉貯蓄の美風涵養・質素剛健なる気風団体精神の養成・立憲自治の思想の涵養・善良なる公民修養の徹底を目的とした。

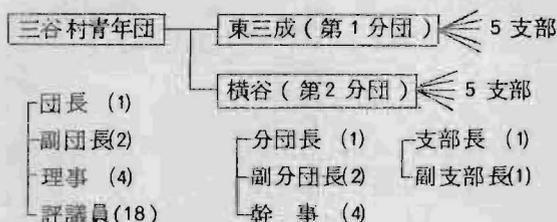
大正12年3月、団事業の一部、消防事業を青年団より分立し、公設消防組とした。このことは、山田村青年団中支部役員名簿、(江本組)を見てもよくわかる。明治44年度、大正2年、9年、10年、11年度に、団役員として消防係(機関長(1)、給水長(1)、灌水長(1)etc)

表11-2-11 矢掛町公民館設備

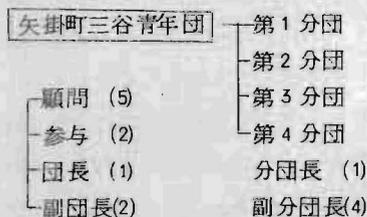
(昭和48年8月現在)

自動車	ナシ
自転車	1台
テレビ	3(内カラー1台)
ステレオ	1
ピアノ	1
オルガン	1
テープレコーダー	1
プレーヤー	1
拡声用アンプ	2
16ミリ映写機	2
18ミリ //	ナシ
調理台	7
ミシン	1
図書	3400部 内 $\frac{1}{3}$ 児童用
テント	15
展示パネル	3

表11-2-12 青年団の構成



昭和30年～



としてあげられているが、それ以後は消えている。

大正12年4月、団則を変更し、団員年令を義務教育を終了以上、25才までとし、同年9月、団旗を制定した。

大正13年4月、団内に、体育部、講習部、弁論部、団誌部、奉仕部を設置した。

以上みてきたように、戦前でもあり、大変国家主義的色彩の強いものであった。

戦後の昭和30年代の矢掛町三谷村青年団になると、その目的も、「青年の純情をもって、団員の親睦を計り、教養を高め、公民館事業と併行し不離一体の形で郷土文化の向上、改善、発展を図る」となり、国家を念頭においていたのが郷土となり、また団員相互と変わってきている。組織も、分団が2つであったのが4つになっている。部は6つに分かれ、総務部、教養部、体育厚生部、産業部、視聴覚部、生活科学部となっている。

昭和30年には、矢掛町青年団協議会が結成されたが43年には壊滅している。つづいて昭和44年に結成されたのが、現在の矢掛町中央青年団である。団則は、まだ成文化されていないが、団長(1)名、副団長(2)名、事務局長(1)名、事務局次長(2)名、書記(2)名、会計(3)名となっており、部は、教養部、奉仕部、運動部、レクリエーション部、広報部と5つに分かれ、各部には部長(1)名、副部長(2)名となっている。

青年団員は、矢掛で働く(家事従事者も可)19才~26才までの青年を対象としている。現在、(昭和48年)、勤労青年は、約500名で、その一割の50名(7月現在)が団員となっている。そのうちわけは、表11-2-13に示す通りである。

表11-2-13  
矢掛町地域別・性別青年団員数  
(昭和48年7月)

地区名	男	女	計
矢掛	9	9	18
美川	2	1	3
山田	2	1	3
川面	1	3	4
中川	1	8	9
三成	2	2	4
小田	7	3	10
計	24	26	50

この表をみてもわかるように、女性の方が多いのが特徴である。また、矢掛に勤める、美星町の青年3名も団員となっており、広く門をあけている。

#### 活動

矢掛町青年団は、事務所を矢掛町福祉会館内におき、その目的は「親睦を深め、自己を伸ばし、郷土のために寄与する」とある。年間行事計画は、毎年PRをかねたスケジュールカレンダーを作成し、団員及び、日本全国の青年の家を中心に青少年施設に配布する。

これらの行事は、広報集の「青年やかげ」によると、ほとんどが実施されている。例えば、5月21日の奉仕活動には団員25名(男子団員13名、女子団員12名)

が参加している。また盆踊りは、45年より青年団によって再開され、今では矢掛町全体の協力を得て、夏の風物詩として欠かせないものとなっている。

昭和47年度で最も注目される活動は何といっても、9月23、24日の両日に行なわれた、「矢掛町勤労青年のつどい」(第1回)であろう。これは矢掛町、矢掛町教育委員会、矢掛町青年団、葦の会、BBS総社地区矢掛分会、ユースホテル矢掛グループ主催のもとに、矢掛小学校で行な

表 11-2-14

4月 8日	新入団員入団式
14, 15	交歓会
22	ボーリング大会
5月 10日	集い(運動部)
20	奉仕活動(薬剤散布・どぶさらい)
6月 3日	婦人会との交歓会
7	集い(事務局)
7月 2, 7, 12, 16, 19, 23, 28,	
30	盆踊り練習
8	集い(教養部)
21, 22	登山教室
8月 8日	集い(事務局)
4, 6, 9	盆踊り練習
14	盆踊り大会(雨天17日)
9月 2日	模擬議会(第3回)
8, 13, 20, 22	お茶教室
30	集い(レク部)
23, 24	矢掛町勤労青年の集い
10月 10日	町民大会参加
11月 1日	集い(事務局)
18	嵐山下刈り
24, 26, 29	社交ダンス練習
12月 1, 2日	交歓会
3, 10, 13	社交ダンス練習
6	集い(事務局)
16	クリスマスパーティ
1月 5日	新年会(事務局)
14	成人式前夜祭
15	成人式
2月 2, 3	スキー教室
17	集い(奉仕部)
3月 7日	反省会
17	総会

われた。町単位としては県下ではじめての「つどい」である。23日の前夜祭には、遠く岡山、倉敷、藤田、船穂、井原など県下各地より参加者があつた。今後の活動が期待される。〈現在の問題状況ならびに今後〉に望まれることは、

1. 青年団活動は、各部が中心になって自主的活動が展開されているが団に加入する青年が少ない。今後は青年団員の増員と一層の活発化が望まれる。
  2. 青年文化教室の様に青年団以外の青年に教育の場を与える。
  3. グループやサークルが芽ばえにくい。今後魅力あるグループやサークルを数多く育成する。
  4. 企業・職域に青年活動をおしすすめる。
  5. 7地域に支部(分団)の組織化を図る。
- などがあげられると思う。

(イ) 矢掛町婦人会

戦争中の組織が全部廃止された、昭和21年4月1日、新たに小田郡矢掛町婦人会が結成された。それ以前は、昭和6年に結成された、小田郡矢掛町愛国婦人会が、昭和7年3月には、大日本国防婦人会矢掛分会と改称され、昭和17年5月には、大日本婦人会矢掛分会となり、昭和20年8月15日の終戦と同時に解散している。

戦争の混乱の中で結成された矢掛町婦人会は①奉仕、②友愛、③秩序、④新しい時代に対処する教養の向上の4つをスローガンとして、組織の確立と会員の獲保に努めてきた。

昭和27年には「母と子を守る運動」に呼応して、矢掛町婦人会を中心として、母親学級を組織し、<戦後の社会情勢の悪化の中における新しい母親のあり方><母としてのつとめ>を中心に、家庭の主婦としての教養を学習させる機会を与えるグループを創設したところ、これが更に発展して、昭和29年の町村合併後は、教育委員会から、婦人学級として取り上げられ、現在は生涯教育の一環となるまでに成長した。

昭和45年には、会則が改正され、書き方も現代風に改められた。

その内容は、会員の教養を高め、相互の親睦を図る・地域社会の文化の向上、社会福祉に寄与する・生活技術の体得に努め、生活の合理化と近代化を図る・母性の涵養に努め、家庭教育に重点をおく・幼児教育、青少年の善導に努める・民主主義を体得し、政治的教養を高める、ということを目的とした。

組織・機構と運営

矢掛町婦人会は、事務所を、矢掛町教育委員会内に置き、運営を円滑にするため、7つの分会を置く。本会には会長(1)、副会長(1)、書記(1)、会計(1)を置き、分会にはそれぞれ、分会長(1)、副分会長(1)、会計(1)、監査(若干名)を置く。表11-2-15

運営に関しては、本会の最高議決機関の理事会総会と、会全般の企画運営、各常任委員会の整備を図る運営委員会と、調査・研究・立案のための常任委員会並びに、特別委員会がある。

常任委員会は、企画・教養・財務・生活改善・体育レクリエーション・社会福祉・広報の7つに分かれ、各分会の委員長をもって構成し、それぞれ、委員長(1)、副委員長(1)、委員(5)と分かれる。

(表11-2-16)

表11-2-15 矢掛町婦人会の組織(婦人会会則より)

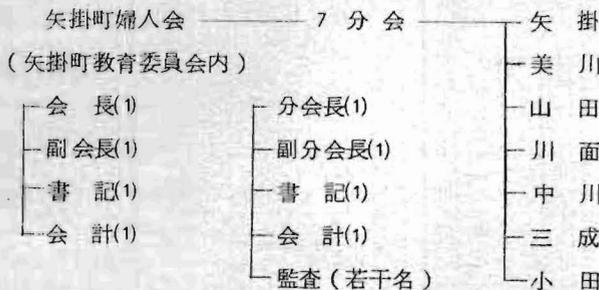
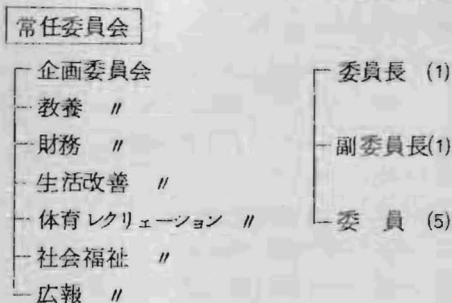


表 11-2-16 常任委員会の組織・機構  
(婦人会会則より)



財政

収入の部 収入で注目されるのは、会費と広告料の増加である。昭和45年に新会則ができた時には、会費は、1人当たり1ヶ年30円となっていたが、支出の増加、物価の増加に伴って、47年度から50円とアップしてきている。人数の点からいうと昭和45、46年は3500人(昭和46年3520人)、47、48年は3400人とみつもって予算を立てているが、47年の決算をみてもわかるように実際は、3500人前後(昭和47年3499人)とみてよい。

表 11-2-17 矢掛町婦人会予算 広報誌“蘭”より

収入の部

費目	45年度予	46年予算	予算	47年 決算	48年予算	備考
前年度繰越金	33,298	85,217	53,842	53,842	33,827	45.46 5500×30
会費	105,000	105,000	170,000	174,950	170,000	47.48 5400×50
補助金	30,000	85,000	80,000	80,000	80,000	町補助金
年金手数料	38,000	40,000	50,000	50,320	50,000	年金手数料10%額
広告料		10,000	10,000	30,000	30,000	広報広告料
雑収入	5,000	5,000	1,000	14,344	1,000	預金利息他
計	281,298	330,217	364,842	403,456	354,827	

支出の部 支出で注目されるのは、需要費、役務費、生活改善費、社会福祉費の予算が年をわうごとに削減されているのに対し、旅費、交際費、教養費、体育レク費、広報費が増加していることである。増加に関しては、物価値上りの影響があるが、その他にも、やはり、活動範囲の拡大、活動の活発化もあるであろう。

例えば、体育レク部では、バレーボール大会、体力テスト、社交ダンス、わらび狩りなど、いろいろと楽しい案が計画され、実施されている。旅費・交際費の増大に関しては、活動範囲の拡大・出張人員の増加・回数の増加などが考えられるが、いずれにしても、活動の活発化を示し大変望ましい傾向だといえるであろう。では次に婦人会活動についてみていくことにする。

表 1 1 - 2 - 1 8 矢掛町婦人会予算

<支出の部>

費 目	45年度予	46年度予	予算 47年度	決算	48年度予	件
会 議 費	36,000	38,000	40,000	42,817	40,000	
総 会 費	21,000	18,000	20,000	21,456	20,000	理事会総会50人×2回×200円
役員会費	15,000	20,000	20,000	21,456	20,000	役員会会議費
事 務 費	27,000	30,000	△26,000	40,680	40,000	
旅 費	20,000	15,000	20,000	36,030	35,000	出張旅費
需 要 費	5,000	5,000	△ 1,000	120	△ 500	用紙他
役 務 費	2,000	10,000	△ 5,000	4,530	△ 4,500	通信費
交 際 費	20,000	20,000	20,000	30,340	30,000	会長交際費
事 業 費	180,000	236,000	275,000	277,792	239,000	
企 画 費	5,000	10,000	36,000	16,400	△10,000	幹部研修会 会議費
教 養 費	15,000	55,000	△51,000	70,541	60,000	
財 務 費	2,000	40,000	60,000	45,500	△24,000	財務研修費
生活改善費	19,000	27,000	△26,000	18,500	△25,000	七五三・成人式祝賀費
社会福祉費	67,000	27,000	△16,000	10,000	△15,000	施設慰問費会議費
体育レク費	9,000	22,000	35,000	36,940	40,000	
広 報 費	63,000	55,000	△51,000	49,911	65,000	会報二回発刊会議費
予 備 費	18,298	6,217	3,842	8,000	5,827	
計	281,298	330,217	364,842	369,629	354,827	

昭和48年度婦人会事業計画

矢掛町婦人会報“蘭”より

昭和48年7月1日

◎重点目標

- 青少年の健全育成
- 婦人会活動の強化
- 市民性の涵養
- 交道德の高揚

◎努力目標

支部、班に重点を置き、自主的な会員総ぐるみの学習活動を展開して、会員相互の睦まじい仲間づくりと豊かな人間づくりに取りくむための学習につとめる。

◎特別推進事項

- 1 グループ活動の積極的なとりくみ
- 2 専門委員会の活発化
- 3 家庭座談会の奨励

◎月例事項

5月…会報七号発刊 財務研修会 日赤募金に協力 幹部研修会

7月下旬…高校生等若い世代との話し合い 海水浴

8月15日…盆おどり大会

9月…講演会(婦人の任務について)

10月…町民運動会バレーに協力 敬老会に協力 共同募金に協力

11月…七五三祝賀行事

12月…歳末助けあい協力

1月…成人式祝賀行事(服装の簡素化)

2月…会報八号発刊 矢掛寮慰問

3月…各専門委員会 理事会総会

その他

○議会の傍聴を随時行い

○定例役員会は毎月12日に開く(予定)。

○生活学級, 中央婦人学級, 栄養学級, 姑学級を毎月一回程度開設する。(主催は公民館)

○各専門委員会の活動は継続的に開かれるよう努める。

昭和47年度の事業計画もほぼ48年度と同じであるので, その実施状況の概略をみていくことにする。

4月以降の町婦人会が行った事業の主なものとしては, 7月上旬の大水害に炊出し, 慰問品集めなど救援奉仕作業に協力, 8月12日幹部研修会に220人参加し「婦人会幹部としての話し合い, 運営のあり方」について聞く。8月15日の盆踊り大会には150人参加。9月3日, 備南地区婦人会大会。同8日, 一日消費センターには各地区20名が出席。同日, 江田島青年の家へ幹部研修視察に55人参加。10月8日のバレーボール大会には, 各地区1チームが出場。またこの日の体力テストには各地区5名がでる。同15日敬老会に協力。11月3日から町文化祭に参加協力。12日模擬結婚式に参加。12月, 七五三の祝賀行事が地区別で行われる。1月15日の成人式に参加し記念樹をおくる。同27日民主教育研究集会に約70名出席。2月11日, 建国奉祝大会, 同18日, 矢掛町子供会リーダー研修会昼食手伝い, 同22-23日岡山県生活学校研修会, 3月各専門委員会 以上。

(西本 磨由美)

(二) 矢掛町の新生活運動について

(1) 矢掛町の概況

表 11-2-19 矢掛町の主要な統計数字

(その1.) 土地 (昭和47年3月現在)

単位 km

総面積	宅地	田	畑	山林原野	河川	その他
90.19	2.24	120.00	7.25	60.17	0.86	7.67

2. 地区の概況 (昭和47年10月1日現在)

区分 地区名	面積 km <sup>2</sup>	世帯数	性別人口		教育関係施設						部落数	公会堂数	公民館
			男	女	保育園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	給食共同調理場			
矢掛	9.55	1275	2297	2458	1		1	1	2		75	8	中央館1(併)分館1
美川	26.27	502	1015	1088			1	1			39	4	分館1(併)
三谷	16.30	506	1140	1213	1		1	1			43	6	// (独)
山田	12.20	613	1203	1340			1	1			36	15	// (併)
川面	9.43	556	1078	1133			1	1		1	32	3	// (//)
中川	10.34	551	1086	1174	1		1				25	13	// (//)
小田	6.50	670	1259	1369	1		1				31	8	// (//)
計	90.19	4727	9078	9775	4	3	7	2	2	1	281	57	

(その3.) 産業別就業人口 (概数)

産業別	総数	比率	産業別	総数	比率
総数	11118	100	第3次産業	3263	29.3
第1次産業	4469	40.2	卸小売業	1216	10.9
農林漁業	4469	40.2	金融業	123	1.1
第2次産業	3379	30.4	運輸通信業	592	5.4
鉱業	22	0.2	サービス業	1150	10.3
建設業	685	6.2	公務	182	1.6
製造業	2672	24.0	その他	7	0.1

農業が中心であるが、交通の便がよく、最近では第2次、第3次産業がふえてきつつある。

このように農業中心であった矢掛には、特にこの町内で新生活運動指定地区になった東三成地区をはじめとして全体にみると貧困家庭が少なく、また、区有財産があることが新生活運動を栄にした一つの原因と考えられる。さらに、このような財産を地区の人々が公共のために使おうとすることに理解があったこともわすれてはならない。

## (ロ) 新生活運動の歴史

矢掛でこの運動が最もさかとなり軌道にのったのは、35年、36年、37年を中心とした昭和30年代である。それ以前 昭和26年ぐらいからこの運動のおこりがはじまり現在までつづいているのだが、現在では婦人会活動が中心となり30年代ほどの高まりはない。

資料がつかけて、あまり残っていないためおまかになるけれども、この新生活運動の流れをたどってみよう。

矢掛での新生活運動は、戦後の混乱期に生活を簡素化合理化しようということが動機でおこり、それが目的であった。

矢掛で始まったのは何年かはっきりしないが、一番古い資料は、私が調べたところでは昭和26年のものがある。「三谷村大字東三成字行部生活改善クラブ規約」がそれである。

### 行部生活改善クラブ規約

#### 第1条(目的名称及び事務所)

農業のやり方と生活改善のやり方を実践を通じて学び、これを実生活にとり入れて有能な主婦として又善良な公民となることを目的として「行部生活改善クラブ」を組織する。このクラブの事務所を小田郡三谷村大字東三成行部会長の自宅に置く。

#### 第2条(事業)

このクラブは前条の目的を達成するため次の事業を行う。(1)クラブ員の農業若しくは家事に関する計画事業完成上に必要なもの。(2)クラブ員の団結を鞏固にし親睦を増すもの。(3)公共の利益になるような仕事。(4)その他クラブの目的達成に必要な仕事。

#### 第3条

このクラブ会員は三谷村大字東三成字行部地区に存在する婦人の希望者とする。

#### 第4条

入会若しくは脱会しようとする者はその旨を会長に届出る。

#### 第5条(役員)

このクラブに左の役員を置きクラブ員の互選とする。会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名。

#### 第6条

会長はクラブを代表しクラブ活動について責任を負う。副会長は会長を助け会長事故あるときはその職務を代理する。書記は会長の命を受け各種の記録を掌る。会計は会長の命を受け会計事務を行う。役員任期は1ケ年とする。但し再選を妨げない。補欠によって選ばれたものの任期は前任者の残任期間とす。

#### 第7条(会議)

このクラブは定期総会と臨時総会を開催する。翌年度事業計画並に予算役員決定会則の変更その他重要事項の議決をする。臨時総会は会長の必要と認められた場合又はクラブ員の半数以上の請

求あるときに招集することができる。役員会は会長の必要に応じこれを招集する。定例会は毎月1回以上これを開く。

#### 第8条(会計)

会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

#### 第9条

このクラブの経費はクラブの事業収入会費寄附会その他を以ってこれにあてる。

#### 第10条(附則)

この規約は昭和26年11月2日からこれを実施する。

---

新生活運動としてさかんに町全体でおこなわれる以前の地区民の自主的な活動として生活改善運動が始められていたことがわかる。

昭和28年、29年の資料としては事業計画がのこっている。

---

#### 三谷村東三成 昭和28年度事業計画

##### 生活科学部-生活改善(衣食住)

4月=料理講習会(栄養料理について)、7月=講習会(副食について)、8月=研究会(台所改善について)、10月=講演会(生活改善について)、12月=発表会(展示会)、2月(昭和29年)=講演会(生活合理化)

---

#### 昭和28年度実施事業概要(三谷村東三成)

4月-料理講習会、衣服改善講習会、5月-料理講習会、7月-料理講習会、社会教育特別研究町村指定、8月-家庭看護の講習会、10月-料理講習会、衣服改善講習会、11月-優良公民館祝祭、12月-農業経営生活改善優良町村祝祭(浅口郡大島村)、料理講習会、1月(昭和29年)-三谷村公民館概要発行(各町村配布)、公民館各事業部展示会(中央公民館にて)

---

このように生活改善の努力がなされていた三谷村東三成地区は、昭和33年には県から、新生活運動の指定地区に指定され、昭和34年には2年目の指定をうけている。三谷村東三成が特にこの運動がさかんで指定をうけた理由の一つには、中心になってこの運動をすすめていた婦人会の会長さんがいて、協力者も多くいたのでやりやすかったということがあげられる。昭和30年代には三谷地区だけでなく他の地区(川面、矢掛、山田、中川、美川)でもさかんになりつつあった。それは、他の地区でも昭和34年、昭和33年ごろに、新生活運動推進協議会、役員会、理事会が開かれたという資料が多くのことからわかる。三谷村東三成地区が県から指定されたということが大きな刺激となったことと思われる。昭和33年、34年のこの資料は、当時社会教育の仕事をなさって活躍された国勝寺住職さんのメモであるが、この方は、当時、毎晩のように映画など

をもって地区民の関心をひくなど工夫されながら、地区の公民館、部落公民館を走り廻られたということである。地区民の要望に応じて町当局ならびにリーダーがいかに関心であったかが知られる。

ここで三谷地区以外の運動のようすをみてみよう。具体的なようすはわかりにくいが、昭和33年より施行された「矢掛町新生活運動中川地区推進協議会々則」をあげてみよう。

#### 矢掛町新生活運動中川地区推進協議会々則

第1条 本会は矢掛町新生活運動中川地区推進協議会と称す。

第2条 (目的)

本会は矢掛町新生活運動推進のため旧来の個人や地域の生活に存在するさまざまな矛盾や不合理を自らの自覚と責任に於て解決し合理化を図り新しい生活態度を樹立し推進し中川地区の福祉及び振興に寄与するを目的とする。

第3条 (事業)

本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1.冠婚葬祭の簡素化 2.環境衛生の合理化 3.時間の励行 4.家庭生活の合理化 5.事業達成の趣旨徹底を計るため講演会、映画会等を行い啓蒙宣伝につとめる。 6.その他必要と認められる事業

第4条 本事業達成に必要な申し合せ事項は、本町で定めた申し合せ事項に従う。

第5条 本会は右のものを以て組織する。

1. 公民館分館長、審議委員
2. 町議會議員
3. 農業委員会委員
4. 農業協同組合理事及び監事
5. 婦人会長 副会長及び役員
6. 青年団長 副団長及び部長
7. 消防団分団長及び部長
8. 社会福祉協会中川分会長、副分会長、役員
9. 民生委員

(事務所及び事務従事者)

第6条 本会の事務所を中川分館に置き、分館長をこれに当てる。

第7条 (役員) 本会に左の役員を置く。

1. (イ)顧問 若干名、(ロ)会長 1名、(ハ)副会長 2名、(ニ)理事 16名、(ホ)監事 2名、(ヘ)会計 1名
2. 前項の役員は会員の互選による。

第8条 (職務)

(イ) 会長は地区協議会を代表し会務を総理する。

- (ロ) 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは代理する。
- (ハ) 理事は理事会を組織し本会事業の計画に当る。
- (ニ) 監事は本会の経理を監査する。
- (ホ) 会計は本会の経理に当る。

#### 第9条 (任期)

役員任期は2年とし再任を妨げない。補欠の役員任期は前任者の残存期間とする。

#### 第10条 (会議)

年1回を定例会として必要あるときは、臨時会を開き会議の議事は出席者の過半数を以てこれを決し可否同数の場合は議長を決するところによる。

第11条 本会は大字単位に支部協議会を置く。

#### 第12条 (経費)

本会の経費は矢掛町協議会よりの交附会及び組織団体等よりの寄附会を以てこれに充てる。

第13条 本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

附則 この会則は昭和33年 月 日より施行する。

---

矢掛町の場合、この運動は町ぐるみの運動であり、町全体の組織が各地区、部落におろされて、組織的体系的に運営されていた。これが大きな特徴である。次に、この運動の基本となっていた「矢掛町新生活運動推進協議会々則」と組織をあげてみよう。このことから矢掛町の運動がいかにか組織的体系的であったかがわかる。

---

#### 矢掛町新生活運動推進協議会々則

第1条 本会は矢掛町新生活運動推進協議会と称す。

#### 第2条 (目的)

本会は旧来の個人や地域の生活の中に存在するさまざまな矛盾や不合理を自らの自覚と責任に於て解決し合理化を図り新しい生活態度を樹立推進し本町の福祉及び振興に寄与するを目的とする。

#### 第3条 (事業)

本会は第2条の目的を達成するために次の事業を計画的に行う。

- (1) 冠婚葬祭の簡素化(特に結婚の簡素化)
- (2) 環境衛生の向上
- (3) 時間の励行
- (4) 家庭生活の合理化(衣食住について)
- (5) 事業達成の趣旨徹底を計るため講演会、映画会等を啓蒙宣伝につとめる。
- (6) その他必要と認められる事業

第4条 本事業達成に必要な申し合せ事項は別に定める。

第5条 (構成)

本会は左の構成団体の会員又役員を以って組織する。

1. 公民館, 2. 町議会議員, 3. 農業委員会, 4. 農業協同組合及び同各種団体, 5. 婦人会, 6. 青年団,
7. 消防団, 8. 民生委員, 9. 母子会

第6条 本会の事務所を矢掛町公民館に置き館長これに当る。

第7条 (役員)

本会に左の役員を置く。組織団体より夫々若干選出した者を以って委員会を構成し委員会の互選により会長1名, 副会長2名, 理事13名, 監事2名, 会計1名を置く。(理事各地区2名, 公民館1名)

第8条 (職務)

- (イ) 会長は本会を代表し会務を総理する。
- (ロ) 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは代理する。
- (ハ) 理事は理事会を組織して本会事業の計画に当る。
- (ニ) 監事は本会の経理を監査する。
- (ホ) 会計は本会の経理に当る。

第9条 役員任期は2年とし再任を妨げない。補欠の役員任期は前任期の残存期間とする。

第10条 (会議)

年2回を定例会として必要あるときは、臨時会を開き会議の議事は出席者の過半数を以ってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第11条 本会に地区協議会並に支部協議会を置く。地区協議会は町内各地区に支部協議会は( )単位に置き会則は別に定める。

第12条 (経費)

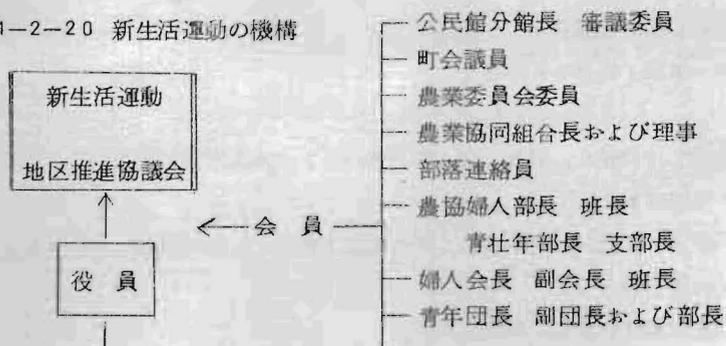
本会の経費は町助成金, 組織団体等より寄附会を以ってこれに充てる。

第13条 本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

この会則に基づいて各地区には、前記の中川地区推進協議会のように地区推進協議会が設けられていたわけである。

新生活運動の機構

表11-2-20 新生活運動の機構





この地区組織が更に末端の部落におろされ部落の特徴を織りこんだ組織となってあらわれてくるのである。

昭和35年度には、岡山県新生活運動指導者研修会が岡山県中央公民館で開かれているが、これに矢掛町東三成地区から3人の代表が出席している。昭和33年、34年、35年ごろが矢掛町でも新生活運動が盛り上がり成果もあがった時期であったと思われる。

#### イ) 新生活運動の活動

新生活運動は具体的に

1. 結婚の簡素化
2. 葬儀の簡素化
3. 時間励行
4. 農休日
5. 国旗の掲揚
6. 七・五・三の簡素化
7. 新旧正月の統一
8. 祭りの改善
9. その他

についておこなわれているが、申し合せ事項配布されたプリントなどの資料から、個々の内容、推進状況をみてみよう。

##### α) 結婚の簡素化

矢掛では結婚式を簡素化するために、式は公民館で主催し、万事公民館の幹旋で運営することに決定され、公民館結婚式の第1号は昭和34年3月12日に美川地区で記録されている。

簡素化の細かい申し合せについて次の資料で知られる。

#### 矢掛町新生活運動三谷地区協議会

##### 行部地区申し合せ事項(昭和34年頃)

##### 1. 婚礼について

- (1) 式は町公民館が主宰し、仲媒人、親族、知人等列席のもとに厳粛に挙行する。
- (2) 式後披露宴を行い後座はしない。

披露宴の料理は一人前150円、200円、300円の3種類とし他に清酒2合瓶1本をつけ希望により公民館で幹旋する。

勿論式を主宰した公民館員は披露宴に列席しない。

- (3) 嫁がし婿がしは一切廃止する。
- (4) 近所株内等結婚の飲びに行くことは望ましいが衣装は絶対に見せてもらわない。  
尚 飲びに来た人には茶を汲んで出すだけとする。
- (5) 婚礼の為の配り物はしない。
- (6) 贈は近親者以外には絶対しない。贈の返しもしない。
- (7) 出立ちも近親者以外は案内しない。
- (8) 髪結い、貸衣装、自動車は公民館の斡旋を受ける。この場合は祝儀はいらない。

## 2. 葬儀について

- (1) 会葬者には膳を出さない。但し親族及び遠来の弔問者は例外とする。
- (2) 行部地区の者には香奠返し及び茶の子を全廃する。
- (3) 手伝い人はできる限り小人数にとどめる。

## 3. 病氣見舞について

親族隣人知人等の病氣に際し見舞品を贈り見舞することは望ましいが、その全快祝(内祝)は配らない。

## 4. 時間励行について

諸会合にはできる限り定刻までに出席し、定刻には開始する。若し出席できないときは予めその理由を具して届出ること。

## 5. その他

各組合に組合長の外に2名ずつの推進委員を選出し、申し合わせ事項の推進に努めると共に組合員の相談に応ずること。

### b) 葬儀について

前述の申し合わせ事項の中にみられるように合理化がはかられている。

### c) 時間の励行

単純であってもなかなか実行出来ないのが時間の励行ということである。生活の合理化にはやはり欠かせないことである。前述の資料にもみられる。

### d) 農休日

地区の申し合わせにより毎月1回を農休日としている。この日には田畑に出ている者はなく、学校の参観日、映画会、講演会、大師講などはこの日に行なうことにしている。

### e) 国旗掲揚

新生活運動の一端として祝祭日には戸毎に国旗を揚げようということになった。しかし家によっては国旗のないところがあるので、婦人会で旗竿玉を斡旋することにした。又公会堂用の国旗を用意し祝祭日には婦人会員が交替で行って掲揚している。

### f) 七・五・三の簡素化について

七・五・三の祝いには高価な洋服和服を用意して競争でハデな宮参りが行なわれていたが、この

よるな費用のかかる慣習は止めて地区共同で子供達の成長を祝ってやろうということになり、公民館主催で行なわれるようになった。当日は神主さんを頼んで子供の健康を祈ってもらい公民館長の祝辞、保育園の子供の余興、婦人会から風船、菓子、おかがみを頂くという仕組みになっている。世話は婦人会員が行っている。

七・五・三の祝い行事の御案内について

昭和35年11月9日(該当者への配布依頼)

矢掛町婦人会矢掛分会長 小 橋 綾

新生活運動の一端として地区ごとに合同で、七・五・三の祝い行事を行うことに決定しました。矢掛地区では昭和35年11月15日午前9時30分より矢掛保育園において式を行った後各々の氏神様へ参拝していただくことにします。服装は簡素でお願いいたします。

g) 新旧正月の統一について

昭和35年に新旧正月を一本化の話し合いがおこなわれ昭和36年より実施され今日にいたっている。また町で互礼名簿を作り町内相互の年賀状は交換しないことにしている。互礼名簿は氏名をアイウエオ順にならべ、肩書きなど一切載せないことにし、1人30円の費用で出来るので民主的経済的ということで全町民から喜ばれているということであった。

昭和35年11月18日

矢掛町長 山 部 義 夫

矢掛町新生活運動協議会長 小 川 博 史

本年度事業計画の一つとしてかねてから町民の方々から要望のありました新旧正月の一本化により正月は新暦で行うことにしました。なお明年度からはお盆行事も新暦8月15日に取り行うよう推進いたすことにしていますので御協力の程お願い申し上げます。

昭和35年12月9日

矢掛町新生活運動三谷地区協議会長 川 上 宅 一

新旧正月の一本化について

本年度推進目標である新旧正月の一本化についてご協議賜りたいと存じますので参加下さいませようお願い申し上げます。

1. 日 時 12月12日 午後3時～5時
2. 場 所 三谷公民館
3. 議 題 新旧正月の一本化について

h) 祭りの改善、お盆の一本化

各大字にお宮があり祭日がそれぞれちがっていたのでよその祭りにも休むことになり、3日間も祭りをするという状態であった。

青年達はせんだいろくをかついで、他の祭りでない部落まで出かけてはなを要求し、はなを出さなかったり、額が少なかったりすると、垣根をこわし、畑田物を踏み荒すという悪習が毎年くりかえされていたのである。地区でこの祭り日を統一することになって、休む日も少なくなり、せんだいろくも部落内だけとなって、はなも1回ですむことになった。その上親戚への祭りのおみやげを廃止することにしたので、費用も非常に節約できるようになったのである。

#### お盆行事の新暦一本化のご協力ご依頼

昭和36年5月21日

矢掛町新生活運動協議会長 小川 博 史

( 神社寺院商工会長宛発送 )

本町では昭和36年から正月を新暦で行うとともに諸行事も新暦に一本化していただきますよう町民各位のご協力方々お願いを申しましたところ大変好結果を得ましたことを厚くお礼申し上げます。これにつきましてお盆並びに、これに伴う諸行事も新暦に一本化して行うことになりました。

これは昭和36年6月10日に町民各位へ配布されている。

#### 2) その他の活動

農村の食生活の改善のために町としては、栄養教室、地区としては料理講習会を継続的に実施している。

環境衛生としては、か・はえの防除、用水路の改善施設など毎年地区民の奉仕活動によってなされている。

#### (一) 現状

矢掛町では町ぐるみで新生活運動にとりくみ、かなりの成果をあげたことが数々の資料等で知られるが、現在は、新生活運動と名のつく活動はなくなり、新生活運動の一環としておこなわれていた料理講習会などが、婦人会の活動の一部としてくみこまれている程度である。冠婚葬祭の簡素化もハアになってきているようである。これは、生活の向上により一般的に簡素化合理化といっても昔どおりはいかなくなったことなどでしかたがないという考え方もある。その中で、七・五・三はかつてのように合同でおこなわれているし、結婚式は、福祉会館ができるまでは、公民館で式をあげるような整った設備がなかったので個人の家へ行って「新生活運動の活動」のところで述べたような公民館形式でおこなわれることが多かったが、式があげられるような設備もできたので、一時へってきていた件数もまたふえてきている。それは次の表でわかる。

表 11-2-21 公民館形式での結婚式の件数

年 月	福祉会館のできる前	年 月	福祉会館ができた後
昭和33年1月～3月	8 件	昭和44年	24 件
34年	17	45	37
35年	25	46	54
36年	12	47	41
37年	6	48年7月まで	9
38年	2		
39年	1		
40年	2		
41年	1		
42年	5		

また、新たに、矢掛町は昭和46年から2ヶ年にわたって社会教育総合推進地区に指定されモデル地区を中川に指定し、地区の問題を自主的にとりくむ体制組織づくりがすすめられている。それに関する資料は次のものである。

社会教育総合推進地区指定 — 地域づくりに取りくむグループ活動 —

事業の目的

- 1) 社会産業構造の変革により中央での学習形態が維持できにくくなったこと。
- 2) 町内における社会教育施設、設備や学習組織体系づくりが極めて貧弱であること等により住民の要求に答えられるだけの活動ができにくくなったことが理由にあげられる。しかし、住民はグループや学習に対する関心度が高いためその欲求にマッチする対策を急がなければならなくなった。したがって、地区住民のグループ育成や学習会活動がスムーズにできる体制や組織づくりすなわち、地域における学習組織の編成（部落公民館）を進め部落総ぐるみ学習活動を展開して、明るい地域づくりと地域課題の解決に自主的に取りくむ住民を育成することがこの事業の目的である。

モデル地区 中川

(山本 益美)

地域研究第18集

宿場町の歴史と現在

—岡山県矢掛町—

昭和50年 9月20日発行

発行者 岡山市津島中3-1-1  
岡山大学教育学部社会科教室内  
地域研究会

印刷所 岡山市国富248 TEL 72-1501  
有限会社 岡崎印刷